

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

②氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		会社員		⑤年齢	59歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
6	1~2	「用地補償基準妥結」の前に・・・とありますが、この時期をあえてここに明記される必要があるのでしょうか。今回、個別ダムの検証をされるのですから、今後この時期にダム案と代替案に関する経済評価比較を行うことは無いのではないのでしょうか。P-5 後段の河川整備を進める上では・・・のやり方で必要な検証を行って行けば良いのではないのでしょうか。			
20	2~	ダムは長期的な目標である河川整備基本方針に位置づけられている施設であり、ここで言う河川整備計画と同程度の安全度を確保する治水対策案との比較検討は、比較する安全度のレベルが違い、これを持ってコスト、しいては事業中止等の判断をなされるのは如何なものかと思います。			
60	4~	検証にあたっては、コストを最も重視するとしていますが、被害が多発する地域、河川のあつては、整備の速度やこれまでの経緯、事情等を配慮していくことも必要であり、コストを最も重視する「コスト至上主義」はなじまない。			

今後の治水対策のあり方について 中間取りまとめ（案）に関する意見 No.1

①氏名(フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		無 職	⑤年齢	6 5	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見				
頁	行					
1 5	1 8	検証が終了するまで、…生活再建工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとするところがあるが、石木ダムにあっては、こうなることを承知していたかのように、昨年12月、まさに「駆け込み的」に事業認定申請を行い、本年3月、付け替え道路工事に着工した。このような場合にも、国交省としては「予算措置を講じない」とする毅然とした態度で臨むべきではないか。				
1 6	3	個別ダムの検証は、事業の再評価の枠組みを活用することとし、とあるが、国交省は、これまで長崎県や佐世保市が行った再評価委員会の実態をご承知ですか？ 委員の選任方法、選出母体の問題、治水や利水の専門家は皆無の委員構成、提供された資料のお粗末さ、会議録に見る委員会審議の不活発な議論、公開性すら不十分等々の問題がある。言葉の真の意味で第3者委員会が構成され、公正な審議が行われるために適切な指導と監視が不可欠。				
1 6	2 4	個別のダム事業については、…都道府県が「検討主体」となって、…検討をおこなうとあるが、ここが最大の問題。補助ダムである石木ダムは、長崎県及び佐世保市の共同事業である。前知事と現市長が異様なぐらいダム建設に執念を見せ、駆け込み的に事業認定申請を行い、既に付け替え道路工事に着工した。事業を推進する県や市が「検討主体」では結論は見えている。検証作業は住民も参加する公正な第三者機関で行うべき。				
1 7	1 5	多目的ダム…の場合は、利水の観点についても検討を行い、総合的な評価に反映させるとあるが、けだし当然。石木ダムの場合、長崎県及び佐世保市の共同事業とされるが、これまで佐世保市は、H11、16、19年度の3回、再評価委員会を実施してきた。H16、19の傍聴経験（委員会資料、審議の実態）から実にお粗末だった。再評価方式を採用する場合、「利水」では佐世保市を「検証主体」と位置付け、責任ある検証をさせるべき。				
1 8	9	検討過程においては、…を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行うとあるが、「…なる検討の場」では、客観的・科学的、公正な検証作業が行えないことは前述。ここでは「公開」について。公開されるのは当然。加えて言うと、検討の場は、ダム予定地住民や利水で利害を有する住民が参加しやすい場所（川棚町及び佐世保市）で開催すべき。でないと、遠隔地の長崎市では実質的に「公開」が保障されない。				
3 5	8	コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とするところがあるが、大いに疑義あり。石木ダムは、総事業費285億円とされ、既に130億円余（主に移転補償関係）を投じてきたから早急に建設したいというのが長崎県の主張。今後、ダム建設絶対反対同盟13世帯の同意が得られる見込みはまったくなく、県のこれまでの失政を不問に付すだけでなく、何がなんでも「やったが勝ち」を是認することになってしまう。再考すべき。				

今後の治水対策のあり方について 中間取りまとめ（案）に関する意見 No.2

①氏名(フリガナ)						
②住所						
③電話番号		メールアドレス				
④職業		無 職	⑤年齢	6 5	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見				
頁	行					
4 8	1 0	(11)ため池（取水後の貯留施設を含む。）で、利水代替案として「ため池」を新たに設置することが示されている。ところで、佐世保市には、既設置のため池は大小1, 6 3 0箇所もあり、最大のものは貯水量約4 0万 m^3 。昨年度、本市の一日平均配水量は約7 5, 0 0 0 t であること、農業が後継者難など衰退の一途にあることに鑑みれば、既設置のため池が水源としてクローズアップされて良い。既設置のため池の活用をもっと喚起すべき。				
5 0	3	利水代替案として「(19)上水道の漏水対策」をも掲げることが提案する。昨年度、佐世保市は一日平均配水量約7 5, 0 0 0 t のうち、約8, 0 0 0 t 強が漏水。有効率（約8 9%）が劣悪で漏水防止対策が一向に進捗しない実態がある。“漏水防止対策こそ唯一無二の利水対策”と言っても過言でない。この点に類被りして石木ダム建設にのめり込んでいるのが長崎県と佐世保市の姿勢。このような実情に細心の目配りをお願いしたい。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①	氏名 (フリガナ)				
②	住所	(都道府県名)	(市区町村以下)		
③	電話番号		メールアドレス		
④	職業	大学教員	⑤年齢	63歳	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
16	24～ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」 意見 【要旨】ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできません。ダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証は行えません。 今回の案では検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者自らがダムの検証を行うことになっていますが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができません。従来の河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によって科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきました。その点にメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的・科学的な検証になるはずがありません。検証検討主体をダム事業者ではない別の第三者機関とすることが、真のダムの検証を行うための必須条件です。この第三者機関は、ダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、公開の場で市民参加のもとに客観的な検証を行うものでなければなりません。このようにダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのでして、検証検討主体を、市民参加を保証した第三者機関に変える必要があります。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	大学教員	⑤年齢	63歳	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			

18	3～6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 意見 【要旨】ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、予断なきダム検証の障害となります。 現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にありますから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えています。ハッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれもハッ場ダムの推進を強く求めており、関係市町村もハッ場ダムの推進を唱えています。当然のことながら、ハッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、ハッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となります。この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴き、その意見を反映するようになっているのですから、それで十分です。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は予断なきダム検証の障害となりますので、そのような検討の場は設置してはなりません。
----	-----	---

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)	[REDACTED]				
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
	[REDACTED]	[REDACTED]			
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]		
④職業	大学教員	⑤年齢	63	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見				

頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)
18	9 ~ 13	「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」 意見 【要旨】ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されていますので、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開くことが必要です。 ダム事業の見直しを求める私たち市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていません。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれているのかわかりませんが、私たち市民に対しては、公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけでした。したがって検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できません。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因は、ダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあります。しかし、見直しを求める市民を排除した検証作業では、真のダムの検証が行えるはずがありません。ダムの検証は公開の場で市民参加のもとに第三者機関によって行うことが客観的な検証の必須の条件です。真の検証を行うために、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開くことが是非とも必要です。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)					
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号			メールアドレス		
④職業	大学教員	⑥年齢	63	⑥性別	男
意見該当箇所	⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	6 ~ 11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何㎾/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」 意見 【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠です。基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要があります。 今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、「水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」などの非合理的な利水計画を策定してきました。また、河川管理者は、河川の流量に余裕があって、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきました。 このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのですから、利水参画者に水需給計画の点検を求めても、ダムが必要だという答が返ってくるだけです。 利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠です。市民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、従来の利水計画がそのまま実行されるだけです。			



(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	46
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
14	9	個別ダムが稼働は他県と比較し、各ダムを稼働するにあたり、川辺川ダムとハツ場ダム、特にハツ場ダムに肉しては、ダム建設中でありながら、大臣の意向から始まり、稼働がなされるというのでは無い。全てのダムを見直すよう、例外的に稼働を行うべきであり、この手続を行っていないからと、世論の輿論を迎えていると想う。			
23 24	22 5	『茨城川の堤防』、『茨城しづら堤防』その相対について、経済、社会的な課題の解決が前提上、技術的にも確立されている事業と、比較されることは、出来ぬ事を想われる。			
29	21	『森林の保全』は、9箇事例に比べている中で、大規模時には、効果は期待できなくあり、比較案に取り入れるのは難しいと思う。現行状況にも、流出係数の考慮で、事業として組まれているとある。			
35	18	従来、ダムの計画に対する洪水確率は、100年程度であり、河川・堤防整備は、10～50年確率であり、比較と際しては、同確率の降雨を用いる事は適切でないが、住民等への説明に際しては、この事を充分説明する必要があると思う。堤防等が、従来の例と比較、過大なものとなるイメージを喚起される。その説明は必要となる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇			
④職業		同業連	⑤年齢	88	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	1	【趣旨】 利水の観点からの検討には、ダムによる水力発電の考え方についても明記して下さい。			
59	1	【趣旨】 総合的な評価の考え方には、地域での合意状況を踏まえるよう、明記して下さい。 【意見】 地球温暖化が叫ばれる現在、クリーンエネルギーであるダムによる水力発電についてなぜ口を閉ざすのか、疑問でなりません。多目的ダムには多くの場合水力発電の目的があり、資源のない日本において、地域において貴重で安定的な純国産エネルギーであることは明らかなです。そのことを無視してダムの議論を進めるのは乱暴ではないでしょうか。 直ちには 海に下らず北を指す 天塩川は北国の意志 (斉藤昌淳作) 私は天塩川流域の北海道下川町で生活しております。天塩川のサンルダムが今回の見直しの対象となっておりますが、サンルダムは発電目的を有し、その電力量は概ね下川町の全世帯分に相当します。まさに地域が自立し、生活していくためのインフラである電力をなぜ不要と言えるのか、誰もこの問いに答えてはくれません。 我々はこの地で生まれ、この地で育ち、これからもこの地で生活していきます。地域の将来を我々でなぜ決めてはいけないのでしょうか。サンルダムについては流域の全市町村が推進し、ここ下川町においてもダム凍結解除の集会を実施したところ、全町民の1割を超える参加を得たところで、署名は有権者の過半数を優に超えております。天塩川のサンルダムは「北国の意志」であることを述べさせていただきます。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」 意見 (1) 【要旨】ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできない。ダム事業者と切り離れた第三者機関、住民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証は行えない。 今回の案では検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者自らがダムの検証を行うことになっているが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができない。従来の河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によってダム計画が先にありきの、科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきたのであるから、そこにメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的科学的な検証になるはずがない。検証検討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは真のダムの検証を行うための必須条件である。この第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、公開の場で住民参加のもとに客観的な検証を行うものでなければならない。このようにダム事業者と切り離れた第三者機関、住民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのであって、検証検討主体を、住民参加を保証した第三者機関に変える必要がある。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	（200字を超える場合は200字以内の要旨も記載）			
16	24～ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係る検討を行う。」 意見（2） 【要旨】補助ダムの検証作業は道府県知事だけではなく、国土交通大臣の下でも行ってその結果を公表すべきである。 とりわけ補助ダムの見直しは、推進の立場である道府県知事が、国土交通大臣から要請されて行う作業であるから、おぼろげな検証検討で終わらせてしまうことが十分に予想される。補助ダムについても住民参加を保証した第三者機関による検証作業が是非とも必要である。 さらに補助ダムは事業主体が道府県であるが、各道府県の判断だけで推進されてきたものではない。各道府県で実際にダム行政を取り仕切っているのは、国土交通省から道府県の建設関係部に出向している幹部（土木部長や県土整備部長など）であって、旧政権下では国土交通省の主導の下に補助ダムの推進が図られてきた。国土交通大臣は、補助ダムについて国土交通省の官僚たちが行ってきたことを見直す責務がある。 さらに、地方交付税措置も含めると、補助ダムは事業費の3/4近くを国が負担しているので、国費支出の無駄を防ぐため、検証検討の責任は国にもある。 したがって、補助ダムについては道府県知事に検証検討を要請するだけではなく、同時に国土交通大臣の責任の下に検証検討作業を行い、その結果を公表し、継続の是非を道府県知事と協議するようにしていくことが必要である。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	[REDACTED]
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
18	3～6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 意見（3） 【要旨】ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、予断なきダム検証の障害となる。 現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えている。ハッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれもハッ場ダムの推進を強く求めている。当然のことながら、ハッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、ハッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証が行うことが困難となる。この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴くことになっているのであるから、それで十分である。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は予断なきダム検証の障害となるので、そのような検討の場は設置してはならない。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	9 ~ 13	「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」 意見（４） 【要旨】ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されているので、公開された第三者機関を設置して住民参加の道を開くことが必要である。 ダム事業の見直しを求める市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」という記述しかない。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれているかどうか定かではない。それらの市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけであるから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できない。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがない。意見（１）で述べたように、ダムの検証は公開の場で住民参加のもとに第三者機関によって行うことが客観的な検証の必須の条件である。真の検証を行うために、公開された第三者機関を設置して住民参加の道を開くことが是非とも必要である。公開された第三者機関のモデルとなるのが淀川水系流域委員会である。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
19	12 ~ 15	「基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」 意見（５） 【要旨】ダム事業者によるデータ等の詳細点検では数字の操作が行われるので、第三者機関によるデータ等の詳細点検が必要である。 「計画の前提になっているデータ等について詳細に点検を行う。」ことは科学的なダム検証を進めていく上で必須の作業であるが、問題はこの点検を誰が行うかである。今回の案では、ダム事業者自らがこの点検を行うことになっているが、しかし、ダム事業者は今まで、ダム事業を推進するために数字の操作を行ってきた。たとえば、ダムの治水効果を過大評価してダム依存度の高い治水計画にするとか、河道の流下能力を過小評価して、ダムが無いと氾濫するかのような計算結果を示すなどである。ダム事業者が今まで行ってきたことを見れば、ダム事業者が自ら「データ等について詳細に点検を行う」といっても、その結果を信用することができない。ダム建設を前提とした数字の操作をまた行うと考えられるからである。意見（１）で述べたように、ダム事業者と切り離れた第三者機関がダムの検証を行い、その過程でデータ等の詳細な点検を行うことが必要である。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	7～9	「複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」 意見（6） 【要旨】治水対策案は近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として立案することが必要である。 「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とあるが、この目標流量を現実性のある流量に設定することが肝要である。多摩川では河川整備計画の目標流量（石原）を1974年洪水の観測流量4,500m³/秒としており、他の水系でも多摩川のように近年で最大の観測流量を採用すべきである。ところが、ダム計画がある水系では過去最大の実績流量を採用するといったながら、流出モデルで求めた計算流量を使って、近年の観測流量とかけ離れた大きな数字にしていることが多い。たとえば、山鳥坂ダム計画がある肱川水系では河川整備計画の目標流量（大洲）を1944年洪水の5,000m³/秒としているが、これは計算流量であって、近年の最大観測流量3,200m³/秒と比べてきわめて過大な値になっている。よって、ダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とする必要がある。			
22	9、22	「（6）河道の掘削 （8）堤防の嵩上げ」 意見（7） 【要旨】河川管理者は河道の流下能力を過小評価することが多いので、河道の流下能力を科学的に評価することが必要である。 河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案を検討する際に留意すべきことは、河道の流下能力を正しく評価することである。ダム計画がある水系の河川整備計画は河道の流下能力を過小評価することによってダムの必要性がつくりだされていることが多い。近年の洪水の痕跡水位の調査結果に基づいて、河道の流下能力を科学的に評価することが必要である。そうしないと、河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案は必要以上に過大な規模になってしまうことが予想される。河道の流下能力を科学的に評価することを基本的な前提条件として、河道の掘削や堤防の嵩上げといった治水対策案を立案する必要がある。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
35	19～ 22	「●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」 河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。」 意見（８） 【要旨】近年の最大観測流量と同程度の安全度の確保を基本として治水対策案を立案することが必要である。 意見(6) で述べたように、ダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案する」必要がある。			
35 36	23 4～6	「●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」 「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生する。」 意見（９） 【要旨】決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにすべきである。 第５章 複数の治水対策案の立案で、(9) 決壊しない堤防（23 ページ 22 行）、(10) 決壊しづらい堤防（24 ページ 5 行）が明記されているのであるから、それらの堤防の導入を前提として評価すべきであり、ここは第５章に合わせて次のように記述すべきである。 「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生するので、決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。」			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
37	8 ~ 11	「(2) コスト ●完成までに要する費用はどのくらいか 各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。」 意見(10) 【要旨】ダムの事業費は今後増額されることが予想されるので、現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。 ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきた。多くのダム計画は事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決していない。			
37	12 ~ 14	●維持管理に要する費用はどのくらいか 各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。」 意見(11) 【要旨】ダムの維持管理費に堆砂の除去処分費用を加算することが必要である。 ダム事業の維持管理費には、堆砂の進行に伴って必要となる貯水池内の堆積土砂の浚渫や処分の費用が含まれていない。その堆砂の除去処分費用が毎年10億円規模に及んでいるダムもある。ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算する必要がある。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号			メールアドレス
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
40	23	「●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」 意見（12） 【要旨】ダム事業者による自然環境への影響評価では従来の環境アセスと同じことを繰り返すだけであるから、第三者機関による客観的な検証が必要である。 ダム事業に関しては環境アセスが行われてきているが、ダム建設を進めるための手続きとしての環境アセスに過ぎない。ダムの建設によってかけがえのない自然が大きく損なわれるにもかかわらず、環境アセスでは特段の影響がないとされている。ダム事業者自らのダム検証では自然環境への影響評価は従来の環境アセスと同じことを繰り返すだけであるから、その面でも、意見（1）で述べたようにダム事業者ではなく、住民参加を保証した第三者機関による客観的な検証でなければならない。	
41	8 ~ 13	「●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか 各治水対策案について、土砂流動がどのように変化するのか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。」 意見（13） 【要旨】ダム事業に関しては計画堆砂量の科学的根拠と、堆砂が引き起こす諸問題について徹底検証を行うことが必要である。 ダム事業に関しては堆砂の進行が大きな問題になっていることが多く、その科学的な評価が不可欠である。既設ダムの堆砂実績を見ると、計画堆砂量を大幅に上回る速度で堆砂が進行していることが少なくないから、まず、計画堆砂量の科学的根拠を徹底的に調べなおす必要がある。その上で、堆砂の進行が引き起こす諸問題、すなわち、ダム上流部での河床上昇による氾濫常襲地帯の形成、ダムの治水利水機能の縮小、河口付近で起きる海岸線の後退などを的確に予測する必要がある。しかし、ダム事業者自らが、堆砂とそれが引き起こす問題を正しく科学的に評価することはありえないから、この問題についても第三者機関による検証が不可欠である。	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	6 ~ 11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」 意見(14) 【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠であって、基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要がある。 今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、非合理的な利水計画、すなわち、「①水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「②地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」、「③水道の漏水率はかなり高くても、それを放置し、漏水防止計画も立てないまま、ダム事業への参画を優先する」という利水計画を策定してきた。また、河川管理者(ダム事業者)は、河川の流量に余裕があつて、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきた。 このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのであるから、利水参画者に水需給計画の点検を求めても、やはりダムが必要だという答が返ってくるだけである。 利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠である。住民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、従来の利水計画がそのまま生き残るだけである。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
46	3～7	「8. 2 利水代替案 検証対象となる利水対策としては以下の（１）～（４）で示すとおりである。利水代替案については、以下の（５）～（１８）で示すものを参考にして、河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」 意見（１５） 【要旨】取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変える必要がある。この暫定水利権の見直しを利水代替案に入れる必要がある。 ダム水利の検証において最も重要な課題の一つはダムの暫定水利権の全面見直しであり、そのことを利水代替案として明記することが必要である。 従来の河川行政では、渇水期の流量はすべて既得水利権と河川維持用水として利用されているので、河川に新たに取水を求める場合はダム計画への参加が必要とされ、ダムが完成するまでは暫定水利権として取水が許可されてきた。しかし、実際にはダムができていないにもかかわらず、暫定水利権による取水が長年何ら支障なく、行われてきており、暫定水利権という扱いがされているものの、実態は安定水利権と変わらないものとなっている。 したがって、取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変える必要がある。そのためには、現在の水利権許可行政が合理的に行われるか否かについて第三者機関が検証することが必要であって、この面でも第三者機関によるダム検証は欠かせないものである。 なお、暫定水利権を安定水利権として許可するためにはそれに伴う費用負担の仕組みを検討し、過大に設定されている河川維持用水の見直しが必要である。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
50	20～ 23	「(1) 目標 ● 利水参画者に対し、開発量として何 m³/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか」 意見 (16) 【要旨】第三者機関による利水計画の科学的、客観的な検証が必要である。 意見(14) で述べたように、利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠である。住民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証を行わなければ、「利水参画者が本当にダム開発水を必要としているか否か」の真実を明らかにすることができない。			
52	3～9	「(2) コスト ●完成までに要する費用はどのくらいか 各利水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。 ●維持管理に要する費用はどのくらいか 各利水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。」 意見 (17) 【要旨】ダム事業者が行う検証では、ダムの残事業費の真実が明らかにされない。 意見(10) で述べたように、利水対策案についても、多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決してない。 また、意見(11)で述べたように、ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算する必要がある。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
60	2～7	「次のような考え方で総合的に評価を行う。 ①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」 意見（18） 【要旨】残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、代替案との総合評価が必要である。 意見（10）、（17）で述べたように、ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきた。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決していない。 さらに、完成までに要する費用を中心とする「コスト」という物差しで見れば、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになる。残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、代替案との総合評価が必要である。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号			メールアドレス		
④職業			⑤年齢		⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
63 ~ 66		「検証の対象とするダム事業（直轄） 検証の対象とするダム事業（水機構） 検証の対象とするダム事業（補助）」 意見（19） 【要旨】検証対象ダムの拡大が必要である。 現在予定されている検証対象ダムは、85ダム（直轄・水資源機構32ダム、補助53ダム）であって、残りの59ダム（それぞれ23ダム、36ダム）は本体工事契約済みであるとか、既存施設の機能増強事業であるとかの理由で、検証対象外になっている。 しかし、その中には内海ダム再開発、浅川ダム、路木ダム、当別ダム、辰巳ダム、天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造、湯西川ダムなど、必要性が希薄で基本的な問題を抱えるダム事業も含まれているので、検証対象ダムを拡大して、それらのダム事業もその是非を検証する必要がある。			
15	18 ~ 20	「検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。」 意見（20） 【要旨】各ダム事業について現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って中止後も必要となる工事と安全確保のための工事に限定することが必要である。 検証対象のダム事業の工事については「新たな段階には入らない」という措置がとられているだけであるので、ほとんどの工事がストップすることなく従前どおり続けられている。そのため、ダムが中止となればまったく不要となる転流工、工事用取り付け道路等の関連工事、ハッ場ダムの湖面1号橋に見られる水没予定地の生活・景観を大きく破壊する諸工事までが進行中である。これらの工事を凍結しなければ、公費の無駄遣いを防ぐことができず、現地は関連工事による環境と生活の破壊がどんどん進んでいくことになる。 各ダム事業について現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って中止後も必要となる工事と安全確保のための工事に限定することが必要である。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
22	9	(意見) 広い意味では河道の掘削に含まれると思うが、河川敷の掘削にも言及すべきと考える。また、残土の搬出先については付近の堤防のかさ上げなどに活用できると考える。 上記を勘案すると、次のように加筆・修正すべきである。 「河道の掘削及び未利用の河川敷の掘削は——。 また、一般的に用地取得の必要性は低いし、残土の搬出先については、付近の堤防のかさ上げなど堤防の強化に活用できれば、治水対策として更に有効(一石二鳥)となる。」治水上の効果として、——	
	12		

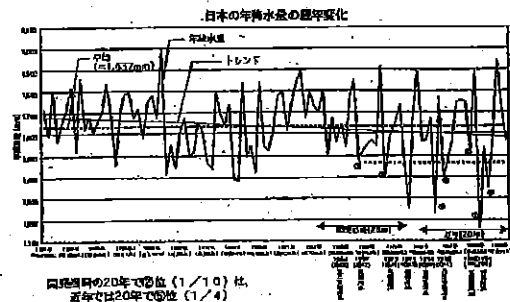
(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
団体役員		67	男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
21	17	(意見) 既存の治水地で長い間に洪水による土砂の流入や堆積で治水機能の劣化しているものが多いと考える。従って既存治水地の有効利用にも言及すべきと考える。	
21		上記を勘案すると、21行目～がある。以降に次のように加筆すべきである。 「既存の計画治水地を更に掘削することにより、治水容量(洪水調節能力)を向上させることが出来る。また、その掘削土を付近の堤防のかさ上げや堤防の強化に活用できれば、治水対策として更に有効(一石二鳥)となる。」 また、――	

今後の治水対策のあり方について 中間報告とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	51	⑥性別
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
19	11～14	【要旨】 第4章の点検は、「必要に応じ」詳細に点検を行なうと記されているが、第9章、別添資料2からは全ての検証ダムで点検が必要であると解釈できます。検証ダム間の衡平性も重要であり、プロセスにおいては同じ水準を確保することが重要と思います。そのため、本検証に先立って、全てのダムについて、事前整理として、同一の観点から点検を実施すると明記するべきだと思います。 【意見】 検証は、現時点以降を重視する観点になっている。しかし、流域や河川には歴史がある。治水・利水は長期間を要するので、流域との過去の約束や合意の上で進められてきた経緯があり、その過程で既に移転に応じていることもある。治水政策を転換するには、それらも含めて過去の経緯、実績を現在の観点からレビューして十分な根拠と丁寧な対応で臨むことが必要だと思う。その点で第4章の冒頭4行は重要と思う。 また、19ページ15行～16行の「計画の前提となっているデータ等」の中で、治水計画の根源的な部分は洪水流量(基本高水流量)およびそれらの根拠データである。近年は、観測史上最大となる降雨や洪水が目立っている。地球温暖化が進展すると、このような傾向がさらに強くなると考えられており、それらは点検の機会に見直が行なわれるべきだと思う。点検の結果、基本高水の設定を更新するのであれば、河川整備基本方針の改定として公表しなければならない。河川基本計画4章では、「必要に応じ」という明確ではない表現になっているが、上記のように検証作業にあたっては非常に重要と考えられることから、全ての検証対象において必ず実施すべきだと思う。 【資料】 降水量の変化状況 出所：国交省 HP http://www.mlit.go.jp/river/dam/main/dam/ref_m.html			



今後の治水対策のあり方について 中間報告とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
		[REDACTED]	[REDACTED]		
③電話番号		0297-65-2439	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢	51	⑥性別
					男
意見該当箇所		⑦意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
59～ 60	全体	【要旨】 7章の評価軸までは専ら治水であり、利水に関しては、8章で進め方、代替案、評価軸について一括されている。また、第9章で示されている総合的な評価の考え方は治水面である。本検証はそもそも背景から治水主体になっているが、検証対象の多くが多目的ダムであることから、利水面の検討の結果の扱いも非常に重要である。治水面の検討結果と利水面の検証結果をどのように総合的に判断していくかが明確になっていない。 【意見】 昨年9月の政権交代により、ダム建設凍結の政策転換の意思が示されました。それは、マニフェストに掲げて政権交代したため民意に合致しているという考え方です。そして、有識者会議は、治水の観点からダム以外の方法を選択する根拠を行政側のみならずオープンな形を取って導き出すためのものとして設置されました。よって、河川管理者の立場で治水から議論されています。ダムを棄却した場合には、ダムに設定されていた利水機能を他の代替案で補償しなければいけないことから、利水の議論も含まれていますが、その部分は第8章の1章に集約されており、利水とは扱いに差がついています。しかし、検証ダムの殆んどは多目的ダムであるため、利水の扱いは重要です。中間報告では、評価の扱いも明確になっていませんが、これでは、案件毎に扱いに差が生じて、地域間の公平性が損なわれかねません。治水の評価軸による評価、利水の評価軸の評価を単純に合算して判断するのが最も単純な評価ですが、そのように示されていないところに治水と利水の総合評価に種々の事情や複雑さがあるのだと思います。しかしながら、それゆえに、国としては扱い方を明確にしておく必要があるのだと思います。 【資料】 検証ダムの内、洪水調節のみを目的とした治水専用ダムは、三笠ぼんべつダム、城原川ダム、津付ダム、最上小国川ダム、北川ダム、五木ダム、玉来ダム、矢原川ダム8ダムのみ 出所：(財)日本ダム協会：ダム年鑑2010			

今後の治水対策のあり方について 中間報告とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業		会社員		⑤年齢		51	
				⑥性別		男	
意見該当箇所		⑦意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
36	18～ 23	【要旨】 治水効果の発現時期については、治水の評価軸の安全度に、5年後、10年後といった段階的な安全度の確保の状況を明らかにするように示されているが、現状の安全度が一定の水準であれば良いが、安全度が低い地域に対しては、一定の安全度に対する治水効果の早期発現の要請度は非常に高いのではないかと。そのような箇所に対しても、コスト最優先の判断でよいのか。 【意見】 洪水に対する安全度において、目標水準とする水準は全国一律であっても、現状の整備水準には差があるため、治水安全度の現状値は様々になっているのが実情だと思います。 また、国民の人命や財産が犠牲となる洪水被害は毎年発生しています。このような状況では、現状の安全度が低い地域は、他の地域の水準に速やかに整備するのは公の責務でないかと思います。検証では、コスト最優先ですが、現状の安全度が低く早期に安全度が向上されることが必要な箇所に関しては、5年、10年といったタイムスパンでの安全度評価やコスト最優先ではなく、事業効果の早期発現を優先すべきではないでしょうか。つまり、地域間の公平性を確保するためには、時間を買うコストが必要だと認識すべきではないでしょうか。 さらに踏み込むと、昨年来からの見直しにおいて、方法はともあれ治水事業の効果発現の時期が遅れたことによる被害が発生する可能性があります、その場合に責任の所在についての議論がおきてもおかしくはないと思います。					

今後の治水対策のあり方について 中間報告とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		会社員	⑤年齢	51	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
35 ～ 37	18～7	【要旨】 評価軸の安全度は治水面のみから考えられている。しかし、日本において安全を議論するには地震も不可避ではないかと思う。地震に対する施設の安全性と被害が発生した場合の影響の大きさも評価すべきではないかと思う。 【意見】 日本は世界有数の地震国です。1997年に発生した兵庫県南部地震以降、構造物の地震に対する安全に関する議論が深まり、レベル2地震に対応する方向で進んできた。建築物、鉄道、水道用ダム、ため池等で耐震補強工事が実施されてもいる。したがって、代替案を評価するに際しては、当然のことながら、地震に対する安全度が同水準に確保できるという観点が必要だと思う。その前提であれば、安全度を同水準にするために必要となるコストが判断の要素に入ってくると思う。 代替案の中でも、新設の構造物は同水準の耐震設計で対応可能と思われるが、既存の堤防を増強する場合は、基礎地盤（軟弱地盤）、堤防盛土の嵩上げ歴史等から、常に所要の耐震性を確保することは困難と思われる。その場合は、ある程度堤体耐震性を据え置いて嵩上げすることになると思う。その場合には大規模地震に対するリスク（被害確率×被害の大きさ）において被害確率は同じでも、被害の大きさが大きくなるのでリスクが大きくなることを看過できないと思う。 【資料等】 ①河川堤防の耐震性の現状に対する認識 日建技術コンサルタントのHPより 「河川堤防は従来より耐震性に特別の配慮を払われずに築造されてきたため、堰・水門・樋門などの鉄筋コンクリート構造物は鋼構造物に比べれば地震災害を被りやすい構造物であると言わざるを得ない現状にあります。」 ②河川堤防の耐震設計の経緯 昭和33年 建設省河川砂防技術基準(案)同解説設計編に耐震設計の考え方が盛り込まれる 昭和60年 建設省河川砂防技術(案)同解説設計編の改訂で、地域別、地盤別、重要別補正係数を考慮した耐震計算が盛り込まれる 平成7年 河川堤防、自立式特殊堤、水門、樋門、樋管、揚排水機場について耐震点検マニュアルを策定、点検を実施 平成19年 河川構造物の耐震性能照査指針(案)・同解説策定				

今後の治水対策のあり方について 中間報告とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	51
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見			
		(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行				
33	14～ 23	【要旨】 実施設計済みの施設のコストと概略計画のレベルによる案のコストでは、信頼性が全く異なり計画時に比べて実施時のコストが大きくなることが多いのが現実である。コストを重視して判断するのであれば、この点に関する扱いは重要である。信頼性の高い比較を行なうのであれば、案に対する概略の設計が必要なので素案から概略評価で案を絞る際に2案程度で良いのではないかと。 【意見】 コストを最重視することですから、正確な比較が必要です。ダムに関しては、当初事業費より大きく増大することが問題になっています。これは、事業費を操作する意図がないのであれば、実勢設計に基づく実際の事業においても計画時の不確実性がいかに大きいかを示しているとも言えると思います。ダムは、掘削、基礎処理、材料等で施工してはじめて明確になる部分が他に比べて多いものの、他の代替案においても同様の状況はあると思います。公平な比較を行なうためには、工事費の部分では、ある程度の精度で設計数量や施工計画に基いた実施設計の水準まで実施した案どうしの比較によらなければならないと思います。そうすると、検証作業自体にも相当のコストと時間を要することから、代替案2案～5案とのことですが、最終的には代替案2案の中から採用案を抽出すべきだと考えます。また、代替案の中には、実績がなく既存の積算体系を直接使用して工事費の積算ができないものがあるかもしれません。それらについては、多地区との公平性確保の観点から地区間の差が生じないように調整が必要であると思います。			

今後の治水対策のあり方について 中間報告とりまとめ（案）に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]				
④職業		会社員	⑤年齢	51	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見				
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)				
33	14～ 23	【要旨】 第 6 章で制度上、技術的実現性、治水効果、コスト等の要件を設定した概略評価で棄却することになっているが、5 章示された 26 の治水対策（要素案）には、個別案件毎に適否の状況が異なるものと、普遍的に判断が可能になるものがある。例えば、(9) 決壊しない堤防、(10) 決壊しづらい堤防 については個別案件毎に検証するのではなく、共通的に実現性を検証して公開すべきであると考えます。 【意見】 評価軸の 3 番目に実現性があり、その中に技術上の観点があります。したがって、5 章の評価軸で忠実に精査した場合に適切な代替案が抽出されると思います。評価軸の中でも実現性の位置づけは重く、これを前提としない評価や比較は治水という人命に係わる事柄であるため無意味です。よって、諸情勢から評価軸でコストを最重要視するには理解できますが、代替案のスクリーニングという観点からは、まず最初に、実現性を評価すべきと思います。実現性には、①土地所有者の協力、②関係者の調整、③法制度、④技術上の観点 が挙げられていますが、①と②は、個別の案件の個別の箇所ごとに事情が異なるので、個々に検証する必要がありますが、技術的観点からは、(9)決壊しない堤防、(10) 決壊しづらい堤防、(24)森林保全 については、案件によらず、共通の技術的観点からの評価が妥当だと思います。これを、個々に委ねると、本来共通であるべきなのに異なる結果が出る可能性があり、地位間の衡平性が確保できない可能性があります。 一方で、多くの代替案をゼロベースで透明性を確保しながらきちんと評価していくことが本報告の主旨の一つでしょうから、これらの過程（共通評価）は、有識者会議の管理で直轄的に行うべきと考えます。 (9)決壊しない堤防、(10) 決壊しづらい堤防については、「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解」土木学会 H20、また (24) 森林保全に関しては、「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」日本学術会議答申(平成 13 年 11 月) に見解が示されている。これらは、共通の知見といえるのではないかと。				

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス
④職業		主婦	⑤年齢 65
意見該当箇所		⑥性別 女	
⑦御意見 (字を超える場合は字以内の要旨も記載)			
頁	行		
16	24～25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」 意見 【要旨】ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできません。ダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証は行えません。 今回の案では検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者自らがダムの検証を行うことになっていますが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができません。従来の河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によってダム計画が先にありきの、科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきたのですから、そこにメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的・科学的な検証になるはずがありません。検証検討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは真のダムの検証を行うための必須条件です。この第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、公開の場で市民参加のもとに客観的な検証を行うものでなければなりません。このようにダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保証した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのでして、検証検討主体を、市民参加を保証した第三者機関に変える必要があります。	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）

②住所（都道府県名）（市区町村以下）

③電話番号 メールアドレス

④職業 弁護士 砂防コンサルタント ⑤年齢 85 ⑥性別 男

意見該当箇所

頁 行

全般

意見

非常に判りやすく、説得力があり、重要な論点は殆どカバーされており、今までにない立派な報告と感心しました。今後さらに検討を進め完成し新たな治水対策の指針として活用すれば治水対策の大改革イノベーション創出につながると確信します。早く検証の実施例を見たいと思います

20

複数の治水対策の項

要旨

私は2月に提出した治水対策のあり方に関する意見(NO 391)でダムの上流支流に多くのブロックスクリーン堰を建設しこれらをワイヤーロープで繋留する工法及び長大な堤防の強化策として同じくワイヤーを堤防の両斜面にたらし護岸構造物を繋留する工法を提案しましたが掲載からもれています。まだ殆ど実施例のない特許工法ですが大きな改革工法の可能性を持つており紹介して頂きたいと思います

意見

芭蕉の奥の細道のなかに有名な最上川くだり下りの一句があります(五月雨を集めてはやし最上川)です。洪水が流域全体に降った雨の所産であることを見事に表現していると思います。

したがって洪水による河川流量の急激な増大を抑えるためには広い流域から流れ込む水量をコンとロールすることが不可欠です。其の方法はダムの上流や支流の流れを緩やかにし本流との合流を遅らせ時間差を設けるようにする。そこで意見で述べたように多くの低床の堰が大きな効果を発揮します。堰の構造や工法を工夫すれば建設コストは大きく削減できると考えます。

またワイヤー工法の重要性を主張するのは従来工法でダムに依らない治水策を立てるには限界がありあえて構想してみても実現困難な非現実的なものになるか、はなはだしくコストのかかるものになる場合が多い。これまで実現した事例が少ないことが其のことを証明している。このたびの新しい検証方法でも同じ結果になる可能性があるそこで発想を大転換し従来工法にとらわれないやり方にチャレンジすることが求めら

れる。最近よく言われているイノベーションである。ワイヤー工法は多くの国で特許が認められており其のことはこの工法が特許法に定める自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度なものである発明に該当し産業上利用できるとこれらの国が認めたことの証明であるから、開発の価値は十分である。

以上

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
		(一つの意見が 200 字を超える場合は下線部が「要旨」、200 字以下は「強調」)	
全体	全体	●全体的プロセスについて 【意見】 ・ 全国民に関わり、また関心が高い「治水対策のあり方」を議論する場を非公開で行うことをよしとした委員長はじめ委員に「有識者」としての自省を促したい。 ・ 70 頁近い「中間とりまとめ（案）」の要旨すら作成せず、国民には要旨を要求する姿勢はいかがなものか。 ・ 会議を公開し、パブコメ募集には要旨をつけ、国民の参加や理解を促そうという姿勢を示すべき。	
1 ~ 3	全体	● 委員の明記について 【意見】 中間とりまとめ（案）を誰が議論し、誰がその論に責任を持つのかを記録すべきであり、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の構成員を明記すべきである。「委員以外からのヒアリング」の二名も明記すべきである。	
全体 1	下から 8 ~ 4	● 文言の定義の欠如、論理性の欠如 【意見】 「「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進める～治水理念を構築していくこととなった」とあるが、中間とりまとめ案全体を通して、<u>利水、環境についても不十分に記述してある。中途半端な理念ですべてにおいて文言の明解な定義すらなく、まったく論理性に欠けた委員構成、会議構成、とりまとめである。ゼロからの仕切り直しが必要である。環境については討議すら行われていないに等しく、この点では河川法とすら整合性がない。</u>	
2 ~ 3	下から 8 ~ 5	●責任の所在 【意見】 『このため、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が平成 21 年 12 月 3 日に発足し』とあるが、<u>誰がどこに設置したのか、責任の所在が不明である。前原政治国土交通大臣の私的諮問機関であればそのように明記すべきである。</u>	
3	下から 3 行	●＜討議の経緯＞の記述 【意見】 2～3 頁にかかれた＜討議の経緯＞以外に、<u>さらなる非公開の限定メンバーによるとりまとめる作業を行ったことが会議議事録から分かる。その経緯、メンバーも明記すべきである。</u>	

意見該当箇所		⑦御意見
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)
5	7～	● 第一章 今後の治水対策の方向性について 「河川整備の長期的な目標としては、河川整備基本方針において計画高水流量等が設定されている」「最終的に河川整備基本方針で目標とする安全度が確保される」とある。 【意見】 ・ <u>河川整備基本方針および計画高水流量を大前提とした治水は、すなわちダムによる治水を大前提としたものであり、これまでの治水のあり方と変わらないことを示す。</u> ・ <u>大臣が諮問した「できるだけダムにたよらない治水」を正面から受け止めた答申であるとは言えない。治水対策の根本原理を抜本的に転換しなければ、「できるだけダムにたよらない治水」は実現せず、一時的なポーズに終始する。</u> ・ <u>基本高水流量を机上の計算で想定し、目標を達成することを「治水対策」であると称する河川行政を終了したことを明記すべき。</u> ・ <u>流域のどこにリスクがあるかを住民が共有し、予算配分の優先順序を決めていく、新たな治水対策へと抜本的に転換すべき。</u> ・ 「河川整備計画を上回る洪水の対応」だけを考え、計画以下では破堤しないことを前提とすることもおかしい。 ・ <u>いかなる洪水であっても、あふれはしても、破堤はしないことを目指すべきだ。たとえば、B/C計算のもととなる治水経済調査マニュアルが現実を反映しているものであれば、このマニュアルに応じて、堤防が切れたら最も洪水被害が多いとされる場所の堤防強化、高床式住宅への改築補助、洪水保険加入（加入しない被害にあった場合は自己責任）などの対策を行うことをどこかに明記すべき。治水経済調査マニュアルが現実を反映していないものであれば、これを破棄し、B/C計算の根拠に使うべきではないし、代替案との比較においてこれを活用すべきでもない。</u> ・ <u>1万歩譲って、現河川法による治水のあり方を踏襲するなら、仮定の立て方がおかしいことが指摘されている以上、流量計算の仕方から見直しを行うことが先決だ。過大な洪水想定のもととなる基本高水の元データを公開し、その批判的検証が、第三者によってなされるべき。元データや計算を国民に公開、説明できない基本高水をもとにした治水計画を立てるべきでない。</u>

意見該当箇所		⑦御意見
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)
14	6～	● 第三章 個別ダム検証の進め方 「現在事業中の個別のダム事業について検証し、事業の必要性や投資効果の妥当性を改めてさらに<u>厳しいレベルで検討する</u>」「科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図り、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く」とあるが 【意見】「<u>厳しい</u>」検証のためには、<u>ダム事業に批判的な住民を必ず検証、検討の場に含めることが重要である。住民を含め、批判的意見は聞きおくだけでは不十分で、事業者と双方向の討議、熟議が行える場を確保することが重要だ。また、議論の公正を期するため、事務局はダムを実施する事業者ではない第三者が務めるべきだ。</u>
15、 63～6 6		● 検証の対象とするダム事業 【意見】 ・ <u>検証の対象とするダム事業を拡大すべき。</u>たとえば「天竜川ダム再編」は、国費で行うべきものなのかということすら問われる問題が含まれている。また、長野県浅川ダム、熊本県路木ダム、香川県内海ダム、石川県辰巳ダムなど、反対の根拠が明確に挙げられた上で、住民の激しい反対があり、今からでも見直しを行った方が賢明な事業が含まれている。一方、徳山ダムから水を引く木曾川導水路のように治水とは関係のない事業が含まれているが、検証が必要であるとすれば、徳山ダムは建設したものの当初想定した水の使い道が消滅していることの確認、精査であろう。 ・ <u>検証対象とした事業は、周辺工事を含めて凍結を明記すべき。</u>検証を行っている間に、<u>不可逆的な改変が行われては無駄と環境影響が大きい。</u>事業を継続しようというインセンティブが働きかねない。
16、 20～ 44	3～	● 第三章 個別ダム検証の進め方、第五章 複数の治水対策案の立案 「個別ダムの検証は、事業の再評価の枠組みを活用することとし『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』を適用する」「再評価実施要領細目を新たに定め、その細目において本中間とりまとめで示す手順や手法で実施することを規定するなど、所要の措置を講じる」とある 【意見】 ・ 国土交通省所管公共事業の再評価でダム事業に関して使われてきた『治水経済調査マニュアル』は、<u>他のすべての代替案を比較しにダムが一番安い、という解を出すために使われてきたと言っても過言ではない。</u>治水経済調査マニュアルが現実を反映しているものであれば、このマニュアルに応じて、<u>堤防が切れたら最も洪水被害が多いとされる場所の対策を優先させるべきだ。</u>また、<u>現実を反映していないなら、これを破棄し、B/C計算の根拠に使うべきではない。</u>

	『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』とはどのようなもののかの説明が全くない。これについて知らない者は自主的にそれがどのようなものか調べなければ意見が言えない。百万歩讀って、これを適用するのだとしても、ここでいう「個別ダムの検証は、事業の再評価の枠組みを活用することとし『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』を適用する」とはどういうことなのかを説明・明記すべきである。 - この評価自体が「お手盛り」であると内外から批判されてきたことを総括して、その欠点が補うべきだが、それすらもない。 11回のうち9回までの議事録しか公開されていないが、再評価は外部委員に批判され、委員からはたまたま中止になった例が挙げられているが、いわば1対1の意見で、なぜ『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』を適用する」ことになったのが不明である。この『要領』でどれぐらい「ダムにたよらない治水」が実現したのかを検証したのでなければ、適用する妥当性が分からない。 - ダム事業の評価、再評価などで使われる『治水経済調査マニュアル』を知らない人は、このようなマニュアルの存在も知らず、意見を言うことすらままならない。1千万歩讀って、適用するにしても、費用便益がどのように計算されるのかの説明をつけるべきで、さもなくば、各検証段階で従来と同じ検証がなされるだけで、結果も同じである。 20頁から挙げられている様々な代替案については、これまでも存在はしていたが、ダムが選ばれてきた。選択肢が20頁～34頁のように明文化されても、ダムによらない治水を実現するために根拠（治水の考え方）が4頁～14頁に前提として示されていない（治水の考え方はこれまでと同じ）ので、これまでと同じ選択肢（ダム）が選ばれても不思議はない。違う要素を加えるためには、ダム事業に批判的な住民をあえて、検証、検討の場を含め、公募でもよいが、公募に漏れた人々も発言できる場を作るしかない。
16～18 下から11行～	● 「検討主体」 「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が『検討主体』となって、検証に係る検討を行う」「『関係地方公共団体からなる検討の場』を設置し」とあるが、 【意見】 - これは、ダム事業が必要であると推進してきた（治水や利水など表向きの理由とは別に、省益や、雇用の場、地域振興などの政治的意図に影響を受ける）「関係地方公共団体からなる検討の場」で、従来行われてきた国土交通省所管公共事業の再評価のやり方を行うことを意味するので適切ではない。 - コスト削減案や代替案を含めた対応方針（案）を事業者（各地整局、水機構、都道府県）が提出して、地方公共団体から構成員がアリバイ的に質疑した後、シャーンシャーンと「対応方針（案）通り継続」と追認することが容易に想像できるため、これまでと変わらないダムありきの結論がそのまま通っても不思議はない。

		- そこで、淀川水系流域委員会が行ったように、第三者に事務局を任せ、最低でも公募をした住民（ダムにたよらない治水に賛成の住民を必ず含む）を含め、「ダムにたよらない治水」を目標に熟議を行う場を確保するなど工夫が必要である。 - 検討に必要な資料を河川管理者に出させながら検討できる場にすべきだ。 - 公募に漏れた住民でも、傍聴者発言が認められる機会を確保すべきだ。
18	7～	「検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定する」とある。 【意見】 16 頁、3 行～に「個別ダムの検証は、事業の再評価の枠組みを活用することとし『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』を適用する」とあるが、地方公共団体からなる検討の場が『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』に基づいて検討した後、『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』にほぼ基づいて再評価を通常行っている「事業評価監視委員会」がもう一度見直しても、違う結果が出る方がおかしい。 「事業評価監視委員会」は常に、すべてのデータは事業者任せで、短時間で良心的な委員であれば従来もぼやいてきたように、事業者の対応方針通りを追認する機関でしかありえない。同様のやり方では、何度もやる意味がない。ダブルチェックを行うつもりであれば、ダム事業に批判的な関係住民を見直しの場に加えて時間をかけて行うべきだ。
19	1	●第4章 検証対象ダム事業等の点検 長期が経過している間に、堆砂対策費用やダム撤去費用、再開発などメンテナンスや撤去までの費用計算が他の老朽化ダムのケースで明らかになっているので、それらもコストとして算入すべきだ。
35	1～	●第7章 評価軸 「コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする」とある。 【意見】 - これは、継続事業はそのまま進めることに等しく、「ダムにできるだけたよらない」理念とはほど遠い。検証はしたが、ダムが一番安いというアリバイ作りにならず、河川行政不信の上に、政治不信は高まる。 - 堆砂対策費用やダム撤去費用、再開発などメンテナンスや撤去までの費用計算が他の老朽化ダムのケースで明らかになっているので、それらもコストとして算入すべきだ
45	44～ 58	●第8章 利水の観点からの検討 「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m³/s が必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認

		を行うよう要請する」とある。 【意見】 ・「水需給計画の点検・確認」とは「需要予測の見直し」を意味するものととらえるが、<u>解釈によっては見直しをせずに「水受給計画は適正である」と結論づけるダム事業参画がいても不思議はない。そこで、「需要予測の見直しを行わなければならない」と明文化すべきである。</u> ・水利権の許可制度を握っているのは国土交通省であり、裁量で決めてきたその許可制度を変えなければならない。実質的に長期にわたって取水ができている受益者等が、必要最低限の投資で、水利用ができるよう水利権の許可制度を改めるべきである
54	4～	「環境への影響」では「河川維持流量／不特定容量」について一切触れていない。 【意見】<u>ダムを作って自然の流れを堰き止めるために必要になる機能を「河川維持流量」と称し、「不特定容量」の名で満たすために、ダム建設の必要性が編み出されるという本末転倒なことがまかり通ってきたが、それを是正すべきだ。</u>
59～	14	● 第9章 総合的な評価の考え方 「今回の検証が厳しい財政事情を背景としていることに鑑み、「コスト」を最も重視
	下か	することが考えられる」
	ら6	「時間的な観点から見た実現性を確認することが必要である」
60	1	「第7章に示す評価軸についてそれぞれの確な評価を行った上で、財政的、時間的な観点を加味して次のような考え方で総合的に評価を行う」とある。 【意見】 ・事業者が自己申告する完成時期やコストは、例外がないほどに長期化、増大している。従って加味するのであれば、長期化、増大分を考慮しなければ、適正な評価とならない。また、地質の悪さによって起きる地すべりや災害など、想定外のコストは、地質の再調査、事業中止などによってリスクを回避できるものであることを評価軸に入れるべきである。維持管理、ダム撤去などライフサイクルアセスメントを行って総コストを算入すべきである。
60	14～	「検討結果の報告に当たっては、別添資料2に示す報告書の構成例を参考に、書面によって報告する」
67		「報告書の構成例」 【意見】 ・最終的に現行のダム事業計画と共に、基本高水と計画高水流量が書き込まれ、見直しを行った事実、評価軸、総合的な評価が書き込まれることになっているが、これでは、これまでの再評価結果と何ら変わる要素が見いだせない。

60	15～	「検討結果の報告を受けた後、国土交通大臣は、本中間とりまとめで示す個別ダム検証に当たっての共通的な考え方に沿って検討されたかどうかについて当有識者会議の意見を聴き、当該ダムについて、概算要求等の時期までに判断する。」
1～ 下か ら1		「手順や手法から乖離した検討が行われたと判断される場合、国土交通大臣は、地方整備局等及び水機構に対しては、再検討を行うことを指示し、都道府県に対しては、補助金交付等に係る対応方針の決定に十分な情報がないとして、再検討を行うことを要請する」
		【意見】 ・ 住民意見を聞き置くだけでは不十分で、検証・検討の場に直接参加させなければならない。<u>ダムにたよらない治水を進めたいと意欲的に考える住民が直接参加し、事業者と熟議ができる場が設定することを明記する</u> ・ ダム事業者とダムによらない治水を求める市民の考え方の乖離は激しく、情報量の非対称も激しいため、<u>公募等を実現させた上で、求められた情報はすべて開示すべきことを明記する必要がある。</u> ・ 最終的に、<u>大臣は有識者の意見を聴いて、判断することになっているが、有識者会議は、過去にムダを生んだ治水・利水事業のムダの構図を、総括できていないからこそ、この取りまとめ案のようなものになったのであり、最終局面での有識者会議の意見は、判断材料となりがたいと考える。</u> ・ 現役官僚、地方自治体への出向、公益法人やコンサル、建設分野の民間企業への天下り、受注発注と言った相互依存関係が、従来通りのままであれば、ダム開発を中止したくないというインセンティブが働いて当然である。 ・ <u>ダム建設を推進する構造が変わらず、事業者が主体で検証・検討を行っても、大臣の理念と意思だけでは判断も差し戻しは困難である。</u> ・ すなわち、全体的プロセスで考えた場合、(1)「検証主体」(地整局や機構や自治体)が検証した対応方針案を(2)「検討の場」に自治体に参加し、住民には意見を聴くだけで決め、(3)その対応方針を事業監理委員会が検討し、(4)さらに有識者会議が意見を言ったものを、(5)<u>大臣が見て、どう覆すことができるのか、分からない。なぜならば「大臣」と言っても、大臣本人が数十のダム事業の検証をできるわけがなく、「大臣を補佐する所管の河川官僚」を意味し1～4が検証のプロセスを経たものを行政官である河川官僚が覆すことができるわけもなく(ということを言い訳に)、対応方針案に従うしかないことを大臣に報告するだけのことではないか。</u> ・ <u>大臣が命じた「できるだけダムによらない治水」という観点から、ダム検証の仕組みを有識者会議の構成、運営方法を含めて抜本的に修正すべき。</u>

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		ナシ	⑤年齢 67歳 ⑥性別 女
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっており、検証に係る検討を行う。」 意見 【要旨】ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできません。ダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保障した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証は行えません。 今回の案では検証検討主体はダム事業者であって、ダム事業者自らがダムの検証を行うことになっていますが、これではダムの客観的科学的な検証を行うことができません。従来の河川行政ではダム事業者、すなわち、河川管理者によってダム計画が先にありきの、科学性を欠いた治水計画・利水計画が策定されてきたのですから、そこにメスを入れて、その抜本的な見直しをしなければ、客観的・科学的な検証になるはずがありません。検証検討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは真のダムの検証を行うための必須条件です。この第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成されるものとし、公開の場で市民参加のもとに客観的な検証を行うものでなければなりません。このようにダム事業者と切り離れた第三者機関、市民参加を保障した第三者機関によってしか、ダムの客観的科学的な検証が行えないのでして、検証検討主体を、市民参加を保障した第三者機関に変える必要があります。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		ナシ	⑤年齢	67歳	⑥性別
		女			
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	3~6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 意見 【要旨】ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、予断なきダム検証の障害となります。 現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にありますから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えています。ハッ場ダムを例にとれば、関係6都県知事はいずれもハッ場ダムの推進を強く求めており、関係市町村もハッ場ダムの推進を唱えています。当然のことながら、ハッ場ダムに関する「関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されれば、ハッ場ダムの推進を求める大合唱の場になることが確実に予想され、客観的な検証を行うことが困難となります。この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴き、その意見を反映するようになっているのですから、それで十分です。ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」は予断なきダム検証の障害となりますので、そのような検討の場は設置してはなりません。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
ナシ		67歳	女
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
18	9 ~ 13	「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験者を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」 意見 【要旨】ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されていますので、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開くことが必要です。 ダム事業の見直しを求める私たち市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていません。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれているかどうかは定かではありませんが、私たち市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけですから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できません。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがありません。ダムの検証は公開の場で市民参加のもとに第三者機関によって行うことが客観的な検証の必須の条件です。真の検証を行うために、公開された第三者機関を設置して市民参加の道を開くことが是非とも必要です。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	ナシ	⑤年齢	67歳
		⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
19	12～ 15	「基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」 意見 【要旨】ダム事業者によるデータ等の詳細点検では数字の操作が行われるので、第三者機関によるデータ等の詳細点検が必要です。 「計画の前提になっているデータ等について詳細に点検を行う。」ことは科学的なダム検証を進めていく上で必須の作業ですが、問題はこの点検を誰が行うかです。今回の案では、ダム事業者自らがこの点検を行うことになっていますが、ダム事業者は今まで、ダム事業を推進するために数字の操作を行ってきました。たとえば、ダムの治水効果を過大評価してダム依存度の高い治水計画にすると、河道の流下能力を過小評価して、ダムが無いと氾濫するかのような計算結果を示すなどです。ダム事業者が今まで行ってきたことを見れば、ダム事業者が自ら「データ等について詳細に点検を行う」といっても、その結果を信用することができません。ダム建設を前提とした数字の操作をまた行うと考えられるからです。P16 (24～25) で意見を述べたように、ダム事業者と切り離れた第三者機関がダムの検証を行い、その過程でデータ等の詳細な点検を行うことが必要です。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		ナシ		⑤年齢	67歳
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	7~9	「複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」 意見 【要旨】治水対策案は近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として立案することが必要です。 「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とありますが、この目標流量を現実性のある流量に設定することが肝要です。多摩川では河川整備計画の目標流量(石原)を1974年洪水の観測流量4,500m³/秒としており、他の水系でも多摩川のように近年で最大の観測流量を採用すべきです。ところが、ダム計画がある水系では過去最大の実績流量を採用するといいいながら、流出モデルで求めた計算流量を使って、近年の観測流量とかけ離れた大きな数字にしていることが多いと言えます。たとえば、山烏坂ダム計画がある荒川水系では河川整備計画の目標流量(大洲)を1944年洪水の5,000m³/秒としていますが、これは計算流量であって、近年の最大観測流量3,200m³/秒と比べてきわめて過大な値になっています。ですからダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とする必要があります。			
22	9、22	「(6) 河道の掘削 (8) 堤防の嵩上げ」 意見 【要旨】河川管理者は河道の流下能力を過小評価することが多いので、河道の流下能力を科学的に評価することが必要です。 河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案を検討する際に留意すべきことは、河道の流下能力を正しく評価することです。ダム計画がある水系の河川整備計画は河道の流下能力を過小評価して、それによってダムの必要性がつけられだされていることがしばしばあります。近年の洪水についての痕跡水位の調査結果に基づいて、河道の流下能力を科学的に評価することが必要です。そうしないと、河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案は必要以上に過大な規模になってしまうことが予想されます。河道の流下能力を科学的に評価することを基本的な前提条件として、河道の掘削や堤防の嵩上げといった治水対策案を立案する必要があります。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		ナシ	⑤年齢 67歳 ⑥性別 女
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
35	19～22	「●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」 河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。」 意見 【要旨】近年の最大観測流量と同程度の安全度の確保を基本として治水対策案を立案することが必要です。 ダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案する」必要があります。	
35	23	「●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」	
36	4～6	「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生する。」 意見 【要旨】決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにすべきです。 第5章 複数の治水対策案の立案で、(9) 決壊しない堤防 (21 ページ 22 行)、(10) 決壊しづらい堤防 (24 ページ 5 行) が明記されているのですから、それらの堤防の導入を前提として評価すべきであり、ここは第5章に合わせて次のように記述すべきです。 「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生するので、決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。」	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		ナシ	⑤年齢 67歳
		⑥性別 女	
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
37	8 ~ 11	「(2) コスト ●完成までに要する費用はどのくらいか 各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。」 意見 【要旨】ダムの事業費は今後増額されることが予想されるので、現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りです。 ダム事業者は今までダム事業費の増額は無いと言いながら、事業費の増額を繰り返してきました。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りです。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることはありません。	
37	12 ~ 14	●維持管理に要する費用はどのくらいか 各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。 意見 【要旨】ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算することが必要です。 ダム事業の維持管理費には、堆砂の進行に伴って必要となる貯水池内の堆積土砂の浚渫や処分の費用が含まれていません。その堆砂の除去処分費用が毎年10億円の規模に及んでいるダムもあります。ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算する必要があります。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	
④職業		ナシ	⑤年齢 67歳
⑥性別		女	
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
40	23	「●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」 意見 【要旨】ダム事業者による自然環境への影響評価では従来の環境アセスと同じことを繰り返すだけですから、市民団体など第三者機関による客観的な検証が必要です。 ダム事業に関しては環境アセスが行われてきていますが、ダム建設を進めるための手続きとしての環境アセスに過ぎません。ダムの建設によってかけがえのない自然が大きく損なわれるにもかかわらず、環境アセスでは特段の影響がないとされています。ダム事業者自らのダム検証では自然環境への影響評価は従来の環境アセスと同じことを繰り返すだけです。埼玉県で過去に公共事業が計画された時、計画予定地近くの市民団体による生物・植物調査が県が調査会社に任せて出した調査より、「さいたまレッドデータブック」に記載されている希少種が10種も多く確認されました。結果、その他の理由もあってその公共事業は白紙撤回になりました。アセス会社に任せるだけでなく、地元のNPOなどの市民団体と連携して環境評価を行うことが大事です。その土地を知り尽くしている人々と連携することにより、税金の無駄遣いを防ぐこともできます。ダム事業者ではなく、住民参加を保証した第三者機関による客観的な検証でなければなりません。	
41	8 ~ 13	●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか 各治水対策案について、土砂流動がどのように変化するか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。 意見 【要旨】ダム事業に関しては計画堆砂量の科学的根拠と、堆砂が引き起こす諸問題について徹底検証を行うことが必要です。 ダム事業に関しては堆砂の進行が大きな問題になっていることが多く、その科学的な評価が不可欠です。既設ダムの堆砂実績を見ると、計画堆砂量を大幅に上回る速度で堆砂が進行していることが少なくないから、まず、計画堆砂量の科学的根拠を徹底的に調べなおす必要があります。その上で、堆砂の進行が引き起こす諸問題、すなわち、ダム上流部での河床上昇による氾濫常襲地帯の形成、ダムの治水利水機能の縮小、河口付近で起きる海岸線の後退などを的確に予測する必要があります。しかし、ダム事業者自らが、堆砂とそれが引き起こす問題を正しく科学的に評価することはありえないから、この問題についても第三者機関による検証が不可欠です。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		ナシ	⑤年齢 67歳
		⑥性別 女	
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
49	6	「(15) 既得水利の合理化・転用」 意見 取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変える必要があります。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
ナシ		67歳	女
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
45	6 ~ 11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/日が必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」 意見 【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠です。基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要があります。 今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、「水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」などの非合理的な利水計画を策定してきました。また、河川管理者は、河川の流量に余裕があって、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきました。 このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのですから、利水参画者に水需給計画の点検を求めても、やはりダムが必要だという答が返ってくるだけです。 利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠です。市民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、従来の利水計画がそのまま生き残るだけです。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業	ナシ	⑤年齢	67歳
⑥性別		女	
意見談当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
50	20～23	(1) 目標 ● 利水参画者に対し、開発量として何 m³/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか 意見 【要旨】第三者機関による利水計画の科学的、客観的な検証が必要です。 利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠です。住民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証を行わなければ、「利水参画者が本当にダム開発水を必要としているか否か」の真実を明らかにすることができません。	
52	3～9	(2) コスト ● 完成までに要する費用はどのくらいか 各利水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。 ● 維持管理に要する費用はどのくらいか 各利水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。 意見 【要旨】ダム事業者が行う検証では、ダムの残事業費の真実が明らかにされません。 利水対策案についても、多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りです。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決してありません。 また、ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算する必要があります。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) [REDACTED] (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		ナシ		⑤年齢	67歳
				⑥性別	女
意見献当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
60	2~7	「次のような考え方で総合的に評価を行う。 ①一定の「安全度」を確保 (河川整備計画における目標と同程度) することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」 意見 【要旨】残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。 ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきました。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されますので、ダム事業を現在の計画の枠内での「完成までに要する費用」で評価することは誤りです。 さらに、「完成までに要する費用」を中心とする「コスト」という物差しで見れば、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることとなります。 残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
ナシ		67歳	女
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
		最後に全般的な意見を書かせていただきます。 1. 有識者会議の委員人選について 今回の有識者会議の委員人選が不透明です。どういう理由で選ばれたか分かりませんが、ダムについて熟知している人が入らないのは不自然です。熟知している人の力を借りてこそ「今後の治水対策のあり方について」の確実な方向が見出せるのではないかと考えます。委員は公募にするべきだと思います。それだけの懐の深さと度量がないのは残念です。 また、会議が非公開であることも不自然です。私が関わった環境問題の委員会などは傍聴が可能でした。「非公開」にすればするほど国民からの信頼は得られません。猛省を促します。 2. ハッ場ダムについて 私はこれまで2回現地を見学しました。元々水道水に向かない強酸性水を石灰で中和して流していること、その大量の石灰をダムを作るためには永遠に投入し続けなければならないことは、一介の主婦の目から見てもおかしいと思いました。今後、人口が減少する予想であること、また、節水機器の開発などにより水需要が減るであろうことを考えると、新たなダムを建設する必要を感じません。自然は一度壊してしまったら、元に戻すことは不可能です。この地球は今住んでいる私たちだけのものではなく、将来の人類から借りて生きているのだと思います。前原大臣は「ハッ場ダムの中止方針は変わらない」と明言したのですから国民を裏切らないでください。 一番の犠牲者は翻弄された水没予定地の住民の方々です。一刻も早く地元の方々との話し合いを続けながら、生活再建、地域再生の道筋をつけてあげてください。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		会社員	⑤年齢	60	⑥性別	男性
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
1	下1 1～ 下4	『3つの大きな不安要因』から『税金の使い道を大きく変える』そして『「出来るだけダムに頼らない治水」への政策転換を進める』は、財政制約論が先行し過ぎで、論理が飛躍し過ぎであり、唐突で独断的な治水の考えと思われます。				
12	下8					
6	1～ 5	『ダムのような大規模治水事業を実施する』については、法体系的には河川整備方針及び河川整備計画作成の計画論の中で整理されるべきで、『用地補償基準妥結前』という実施段階で議論されるべきでない。大規模治水事業の実施段階での変更はとりもなおさず流域の治水計画全体の変更であり、必要であれば法手続きに基づいて計画論として見直すべきであります。その実施段階での変更議論は治水全体計画自体について大きな無駄を生むものになりかねないと考えます。この文章表現は不適切と考えます。				
8	9～ 13	ダムは『流域全体で治水対策を分担し、～～～、ピーク流量を軽減する』重要な治水施設であり、治水計画上何らダムを排除する理由はない。『それぞれの地域で可能な限り自己完結的に洪水を処理する』ことが可能かどうかは、流域の特性によることであり、『出来るだけダムに頼らない治水』を考える理由にはならないと考えます。論文全体のダム排除のトーンを見直していただくようにお願いします。				
13	下1 0	(3)の考え方はさまざまな治水施設の特性を考慮したものとは言えない。(3)『～～～立案する。但し、大規模施設などはその施設特性を考慮して、長期的視野に立って、治水安全度のある程度の上位目標の設定、段階施工などを考慮することを妨げない。』と追記修正されるべきである。このようにしてこそ、治水という長期的課題に対して、長期的な事業の効率性が発揮されるものと考えます。 以上				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
		【全体意見】 ○ 本町を含む沿川自治体では、過去の河川改修による数次の移転に加え、現在推進されている首都圏氾濫区域堤防強化対策事業により三度、沿川集落（コミュニティ）における家屋等の移転が余儀なくされている実情がある。 も前述事業による移転者の一人として、今般の意見取りまとめにあたっては、財政事情を主とした社会趨勢から、コストを最重視する考え方にとられず、治水（利水）対策の経緯、地域実情、現世の災害態様、さらには住民の意向等を十分参酌した上で施策の検証を行っていただきたく切にお願いしたい。 ○ 特に、ハツ場ダム建設により全戸が移転される地区においては、生活再建と併せ、どのように治水施策が今後執行されていくか、結論ありきの検証に留まることのないよう、全体スケジュールの明示も含め、説明責任と透明性の確保の上、民意の集約と理解、さらには合意形成のあり方を含め再考願いたい。 ○ 利根川水系の上下流域の治水対策では、流域全体の役割分担としてダム建設を含め、試算（想定）される処理数量のもと、現在の堤防強化対策事業（堤防レベル）も執行されていると思慮する。 従前、ダム建設の是非が問われ、様々な検証が行われたが、ハツ場ダムについても、その検証の対象事案であったものであり、住民の犠牲が生かされない公共事業であってはならない。事業執行の一貫性を確保されるよう期待するものである。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所						
③電話番号		メールアドレス				
④職業		なし	⑤年齢	70	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
40	3	地域振興に対してどのような効果があるか 第2回議事録 41 ページから 地方にダムをつくるという場合、その地域経済に与える影響というのが、地元の期待と、そして、今までも、景気浮揚もそうですけども、コンクリートをたくさん使ったものをつくるということが日本経済を成長させるという論理が通ってきたわけなんですよね。 このことはどう考えるかというのは、今まで何十年もかかって、何年にもわたって付帯工事も含めてダムを作っていくということが、地域に人を集めて雇用の場をつくり、そしてそこにお金を落とすという仕組みがかなり、推進する側のメカニズムとして効いてきたわけです。この点をどう考えるのか。例えば、ある山奥につくるダムをやめて、下流のほうの堤防を強化するといった場合には、全体としてコストは安くなるかもしれませんが、同じ地域経済の問題というのは残るわけです。 第2回有識者会議での上記議事録のとおり、地域振興にとって最も関心のある項目は、治水、利水に共通する、建設工事に伴う土木建設事業、造園事業などの建設工事と工事に伴う作業員の飲食業などへの消費を期待するものであることが、やんばダム建設地でのやり取りで明白となっているにもかかわらず、中間とりまとめ（案）には地域振興としての記載が無い。 しかし、これは本来、建設段階における一過性のものであり、地域振興の名の基に、建設期間を引き伸ばして永続させ、仕様の追加、設計の変更などを行って、工事期間の延伸と、工事費の増額をもたらしてきた弊害の歴史がある。 これらは、持続性のある地域振興策とはなり得ないことを明らかにする必要がある。				
54	8					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		なし		⑤年齢	70
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
23～ 24		(9) 決壊しない堤防 (10) 決壊しづらい堤防 堤防が決壊する可能性があり(10項)、仮に決壊しない技術が確立されれば(9項)と、堤防が決壊することは必然であるとの記載は、驚きである。 堤防とは決壊しないものであり、予測しがたい場合に決壊の可能性が残されているが、その万一のための施策を永年月、莫大な国費、地方費を投じてきたのではないのか？ 決壊する堤防に一基数千億円もの経費でダムを建設して治水がどう保たれるのか、矛盾もはなはだしい。 川の治水とは、まずは現状の堤防の整備を第一に進め、浸食、浸透、越水に耐えられる施策を講じること。 「仮に決壊しない技術が確立されれば」などと既存の権威に胡坐をかいて思考停止になっている有識者は不要であり、既存の土木業界に限らず、幅広い技術者を呼集して「決壊しない堤防」の技術開発を国の施策として進め、民主党の施策である、第三の道につなげて行くべきである。			

①氏名(フリガナ)					
②住所					
③電話番号		メールアドレス			
④職業		なし	⑤年齢	70	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
		今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見募集について 今回の意見募集は、有識者会議事務局あて、となっていますが、これは国民が国交大臣あてに提出されたもの、従って、有識者会議で取りまとめるものではない、と理解しています。 その理由は、この有識者会議のあり方に問題があると認識するからです。 まず、今回選定された有識者とは、議事録で意見を聴取する範囲において、既存の河川行政を推進、指導してきた者たちではないか、と思われることです。 この有識者会議の設置目的は、従来の河川行政を政策転換し、「できるだけダムにたよらない治水」へ進めるために設置されたものと記されていますが、有識者の発言は、従来の実績を誇示し、他の議論を排除することを平然と発言していること、また事務局もこの発言を許容し、有識者会議の議論の方向として議事録に記録されていることです。 第2回有識者会議 議事録43ページから。 【委員】 どうぞ。 【委員】 きょうは参考人の話を聞きましたけれども、我々はあくまで聞いただけで、この中身の全てがオーソライズされたという観点はないと思うのですが 【委員】 それは委員会として呼んで、その本人がどこで何を言おうと、そんなことは関知したことじゃない。全然ない。 【委員】 もちろんそれは個人……。 【委員】 ここでやっているのは、学者の会議とは違うんだから。役所というか、〇〇(政務三役)の会議だから。そんなもの何とも思わなかったらよい。 【委員】 そういう認識でよろしいですか。 【委員】 そういうことです。放っておいてもいいんだから。そんなこと言って……。 このような発言をし、また取りまとめる有識者会議は、国民の意見募集の結果について、聞く耳を持たないことが明確です。 有識者会議事務局は、有識者の意見を基に作成した中間とりまとめ(案)に対比して、国民から提出された意見を整理し、従来の河川行政を政策転換できる、中間とりまとめとするよう、国土交通大臣の名の基に、有識者会議を指導してください。			

今後の治水対策のあり方についての 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名			
②住所			
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)	
		個別ダムを検証に当たっては、ダム建設事業における水没予定の関係自治体や住民との十分な意見聴取の機会を設け、地域の意見を尊重した合意形成が前提である。 「河川整備計画に策定されていない水系においては、河川整備計画に相当する整備内容の案を設定する」となっているが、その場合は流域の特性を考慮したうえで、安全度を設定すること。ダム建設中止を前提とした安易な治水安全度の引下げは行わないこと。 治水・利水等の緊急性を重視し、今後の検証に関する具体的なスケジュールを明確にしたうえで、出来るだけ早期に検証を完了させること。	

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		主婦		⑤年齢	53
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」とな て、検証に係る検討を行う。」 意見 ダムを作ろうとしている団体が集まって検討すればダムを作ることになってしまいます。 本気でダムによらない治水を考えているなら公正な第三者機関を作り情報公開して願 いします。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		会社員		⑤年齢	33
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
14 59	3 19	総合的に評価に当たって、コストも最重視する必要があるが、事業の早期実現性も重要視すべきと考えます。 早期実現によるコストダウン効果も適正に評価すべき。			
22	11	河川の掘削は再び堆積すると効果が低下するところから、河川の流量・流速が変わらない（河川掘削により流量は遅くなる？）限り、掘削前の状態より堆積するところの必然性があると思う。 それにより恒久的な対策は成り得ないのではないか、それよりも河川の掘削の方が効果があるのではないか？ 用地取得の問題はあるのだろうか。			
59		今回の評価の仕方について、現状の技術における評価しか考えられていないように感じる。 早期の評価決定と両立することは難しいかもしれないが、新しい技術の開発とそれによるコスト削減、コスト削減効果については十分に検討してほしい。 例えば、ダムや堆積物を除去する技術があれば、ダムの有効性はその分直接的に増えることになり、ダムの規模縮小も図れると考えられる。 ただし、新技術の効果について確証を得るには時間が必要となることから、嵩上げと前提としたダム建設（嵩上げのために堤防掘削といった別な工事が必要としないように）を実施することで対応できるのではないかと。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		無職		⑤年齢	62
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
		(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行				
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」 意見 (1) 【要旨】ダム事業者自らの検証では、思惑が入り本来の見直しはできない。ダム事業者と切り離し、住民参加を保證した独立した第三者機関によってしか科学的な客観的検証はできない。 従来の河川行政では、河川管理者（ダム事業者）によってダム計画を前提とした治水計画・利水計画が策定されてきたため、科学的な検証がされなかった。ゆえに、それを変えなければ抜本的な見直しはできない。そのためには、委員を公募し、住民参加を保證した第三者機関委員で構成されるべきである。委員会は公開の場で住民参加のもとに検証と説明責任を行うものでなければならない。			

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」とな て、検証に係る検討を行う。」 意見 (2) 【要旨】補助ダムの検証作業は道府県知事だけではなく、国土交通大臣の下でも行ってそ の結果を公表すべきである。 とりわけ補助ダムの見直しは、推進の立場である道府県知事が、国土交通大臣から要請 されて行う作業であるから、不十分な検証検討で終らせてしまうことが十分に予想され る。補助ダムについても住民参加を保証した第三者機関による検証作業が是非とも必要で ある。 なお地方交付税措置も含めると、補助ダムは事業費の 3 / 4 近くを国が負担しているの で、国費支出の無駄を防ぐため、検証検討の責任は国にもある。また各都道府県で実際に ダム行政を取り仕切っているのは、国土交通省から道府県の建設関係部に出向している幹 部 (土木部長や県土整備部長など) であって、旧政権下では国土交通省の主導の下に補助 ダムの推進が図られてきた。このような悪い仕組みが無駄なダム建設を助長してもきてい る。国土交通大臣は、補助ダムについて国土交通省の官僚たちが行ってきたことを見直す 責務がある。補助ダムは、都道府県の判断だけで推進されてきたものではない。 よって補助ダムについては、都道府県知事に検証検討を要請するだけでなく、同時に 国土交通大臣の責任の下に検証検討作業を行い、その結果を公表し、継続の是非を道府県 知事と協議するようにし、一般国民が納得できるように説明責任を負うことが必要であ る。			

(別添：意見提出様式)

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
18	3～6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 意見 (3) 【要旨】「関係地方公共団体からなる検討の場」の内容が不明であるが、治水知識の少ない公共団体代表だけの検討の場を設置すれば、ダム建設の思惑が先行しダム検証の障害となる。むしろ関係地方公共団体の代表などが、一般公募を含めた第三機関に入ってもらふ事のほうが分りやすい議論が展開する。 現在の地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあるから、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えている。長野県の流域協議会の様な形も参考になる。 この検証作業では関係地方公共団体の長は別に意見を聴き、その意見を反映するようになっているのであるから、それで十分である。ダム推進を求める大合唱の場となる。「関係地方公共団体からなる検討の場」だけのものは、ダム検証の障害となるので、そのような検討の場は設置してはならない。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	9 ~ 13	「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」 意見 (4) ダム事業の見直しを求める市民は検証作業から実質的に排除されているので、公開された第三者機関を設置して住民参加の道を開くことが必要である。 ダム事業の見直しを求める市民の関係では、「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということしか書かれていない。この「関係住民」にダム見直しを求める市民が含まれている保障もなく、それらの市民はせいぜい公聴会、場合によってはパブリックコメントで意見を聴きおくだけであるから、検証作業にその意見が反映されることはほとんど期待できない。ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあるにもかかわらず、その市民を排除した検証作業で真のダムの検証が行えるはずがない。長野県の流域協議会、高水協議会など公募によって設置された委員会で協議・討論するシステムは参考になる。何よりも住民参加の道を開くことが必要であり、淀川水系流域委員会の仕組み過程など参考にすべきである。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
19	12 ~ 15	「基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」 意見（５） 【要旨】ダム事業者によるデータ等の詳細点検では数字の操作が行われるので、そのチェックを第三者機関にさせることがデータ等の詳細点検につながる。相互通行の議論の場が必要である。 「計画の前提になっているデータ等について詳細に点検を行う。」ことは科学的なダム検証を進めていく上で必須の作業であるが、問題はこの点検を誰が行うかである。今回の案では、ダム事業者自らがこの点検を行うことになっているが、しかし、ダム事業者は今まで、ダム事業を推進するために数字の操作を行ってきた。たとえば、ダムの治水効果を過大評価してダム依存度の高い治水計画にするとか、河道の流下能力を過小評価して、ダムが無いと氾濫するかのような計算結果を示すなどである。ダム事業者が今まで行ってきたことを見れば、ダム事業者が自ら「データ等について詳細に点検を行う」ということは事業者の思惑が入るため恣意的な判断しかできない。意見（１）で述べたように、ダム事業者と切り離れた第三者機関がダムの検証を行い、その過程でデータ等の詳細な点検を行うことが必要である。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	7～9	「複数の治水対策案は、河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」 意見（6） 【要旨】治水対策案は近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として立案することが必要である。 「河川整備計画における目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とあるが、この目標流量を現実性のある流量に設定することが肝要である。長野県の流域協議会、高水協議会では、基本高水流量を導く既往洪水時の基礎データに多くの問題があることが分った。なお戦後時の森林の常態と最近の状態の違いによる流出係数の問題も分かってきており、今後流量測定を十数年継続していかなければ正確な確率計算もできないこともはっきりしてきた。ダム計画がある水系では過去最大の実績流量を採用するといひながら、流出モデルで求めた計算流量を使って、近年の観測流量とかけ離れた大きな数字にしていることが多い。			
22	9、22	「（6）河道の掘削 （8）堤防の嵩上げ」 意見（7） 【要旨】河川管理者は河道の流下能力を過小評価することが多いので、河道の流下能力を科学的に評価することが必要である。 河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案を検討する際に留意すべきことは、河道の流下能力を正しく評価することである。ダム計画がある水系の河川整備計画は河道の流下能力を過小評価して、それによってダムの必要性が作りだされていることがしばしばある。近年の洪水についての痕跡水位の調査結果に基づいて、河道の流下能力を科学的に評価することが必要である。そうしないと、河道の掘削や堤防の嵩上げによる治水対策案は必要以上に過大な規模になってしまうことが予想される。河道の流下能力を科学的に評価することを基本的な前提条件として、河道の掘削や堤防の嵩上げといった治水対策案を立案する必要がある。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
35	19 ~ 22	「●河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」 河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案することとしており、このような場合は同様の評価結果となる。」 意見（８） 【要旨】近年の最大観測流量と同程度の安全度の確保を基本として治水対策案を立案することが必要である。 意見(6) で述べたように、ダムの検証では「河川整備計画における目標と同程度」とするのではなく、「近年の最大観測流量と同程度の安全度を確保することを基本として治水対策案を立案する」必要がある。			
35 36	23 4~6	「●目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」 「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生する。」 意見（９） 【要旨】決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにすべきである。なお溢れることも前提とした対策も必要。 第５章 複数の治水対策案の立案で、(9) 決壊しない堤防（23 ページ 22 行）、(10) 決壊しづらい堤防（24 ページ 5 行）が明記されているのであるから、それらの堤防の導入を前提として評価すべきであり、ここは第５章に合わせて次のように記述すべきである。 「堤防は、決壊しなければ被害は発生しないが、ひとたび決壊すれば甚大な被害が発生するので、決壊しない堤防または決壊しづらい堤防を極力導入し、そのことを前提として、目標を上回る洪水が発生する場合の状態を明らかにする。」その後様々な対策を考えるべき。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
37	8 ~ 11	「(2) コスト ●完成までに要する費用はどのくらいか 各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。」 意見 (10) 【要旨】ダムの事業費は今後増額されることが予想されるので、現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。 ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきた。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決していない。			
37	12 ~ 14	●維持管理に要する費用はどのくらいか 各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。」 意見 (11) 【要旨】ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算することが必要である。中下流の河床低下、海岸線の後退など、ダム堆砂による影響を含める必要がある。 ダム事業の維持管理費には、堆砂の進行に伴って必要となる貯水池内の堆積土砂の浚渫や処分の費用が含まれていない。その堆砂の除去処分費用が毎年 10 億円の規模に及んでいるダムもある。ダムの維持管理費に堆砂の除去処分の費用を加算する必要がある。 また土砂の移動を止めるダムの機能が中下流の河床低下、海岸線の後退などで、その対策費用はダム建設費用に並ぶことが分ってきている。上流で原因をつくり、中下流でその尻拭いをするのでは、税金を払う国民はたまったものではない。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
40	23	「●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」 意見（12） 【要旨】ダム事業者による自然環境への影響評価では従来の環境アセスと同じアセスメントになる。これを防ぐには第三者機関による客観的な検証が必要である。 ダム事業に関しては環境アセスが行われてきているが、ダム建設を進めるための手続きとしての環境アセスに過ぎない。ダムの建設によってかけがえのない自然が大きく損なわれるにもかかわらず、環境アセスでは特段の影響がないとされている。ダム事業者自らのダム検証では自然環境への影響評価は従来の環境アセスと同じことを繰り返すだけであるから、その面でも、意見（1）で述べたようにダム事業者ではなく、住民参加を保証した第三者機関による客観的な検証でなければならない。			
41	8 ～ 13	「●土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するか 各治水対策案について、土砂流動がどのように変化するのか、それにより下流河川や海岸における土砂の堆積又は侵食にどのような変化が生じるのか、利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする。」 意見（13） 【要旨】ダム事業に関しては計画堆砂量の科学的根拠と、堆砂が引き起こす諸問題について徹底検証を行うことが必要である。変化だけでなくその対策費用の総計も積算すべきである。 ダム事業に関しては堆砂の進行が大きな問題になっていることが多く、その科学的な評価が不可欠である。既設ダムの堆砂実績を見ると、計画堆砂量を大幅に上回る速度で堆砂が進行していることが少なくないから、まず、計画堆砂量の科学的根拠を徹底的に調べなおす必要がある。その上で、堆砂の進行が引き起こす諸問題、すなわち、ダム上流部での河床上昇による氾濫常襲地帯の形成、ダムの治水利水機能の縮小、中下流の河床低下問題、河口付近で起きる海岸線の後退などを的確に予測する必要がある。正常な土砂移動の詳細を明らかにし、そのことによる対策費用を遡って積算すべきである。なおダム事業者自らが、堆砂とそれが引き起こす問題を正しく科学的に評価することはありえないから、この問題についても第三者機関による検証が不可欠である。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	6 ~ 11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」 意見（14） 【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠であって、基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要がある。 今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、次のように非合理的な利水計画、すなわち、「①水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「②地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」、「③水道の漏水率がかなり高くても、それを放置し、漏水防止計画も立てないまま、ダム事業への参画を優先する」という利水計画を策定してきた。また、河川管理者（ダム事業者）は、河川の流量に余裕があつて、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきた。 このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのであるから、利水参画者に水需給計画の点検を求めても、やはりダムが必要だという答が返ってくるだけである。 利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠である。住民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、現在の利水計画がそのまま生き残るだけである。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
49	6	「(15) 既得水利の合理化・転用」 意見 (15) 【要旨】取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を根本から変える必要がある。 ダムの利水の検証において最も重要な課題の一つはダムの暫定水利権の全面見直しであり、そのことを利水代替案として明記することが必要である。 従来の河川行政では、渇水期の流量はすべて既得水利権と河川維持用水として利用されているので、河川に新たに取水を求める場合はダム計画への参加が必要とされ、ダムが完成するまでは暫定水利権として取水が許可されてきた、しかし、実際にはダムができていないにもかかわらず、暫定水利権による取水が長年何ら支障なく、行われてきており、暫定水利権という扱いがされているものの、実態は安定水利権と変わらないものとなっている。 したがって、取水の実態に合わせて、暫定水利権を安定水利権として許可するように、水利権許可行政を見直す必要がある。そのためには、現在の水利権許可行政が合理的に行われるか否かについて第三者機関が検証することで必要であって、この面でも第三者機関によるダム検証は欠かせないものである。 なお、暫定水利権を安定水利権として許可するためにはそれに伴う費用負担の仕組みを検討し、過大に設定されている河川維持用水の見直しが必要である。			

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
50	20～23	「(1) 目標 ● 利水参画者に対し、開発量として何 m³/s 必要かを確認するとともに、その算出が妥当に行われているかを確認することとしており、その量を確保できるか」 意見 (16) 【要旨】第三者機関による利水計画の科学的、客観的な検証が必要である。 意見(14) で述べたように、利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離れた第三者機関による検証が不可欠である。住民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証を行わなければ、「利水参画者が本当にダム開発水を必要としているか否か」の真実を明らかにすることができない。			
52	3～9	「(2) コスト ●完成までに要する費用はどのくらいか 各利水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。 ●維持管理に要する費用はどのくらいか 各利水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込んで比較する。」 意見 (17) 【要旨】ダム事業者が行う検証では、ダムの残事業費の真実が明らかにされない。これも第三機関をつくり検証すべき。 意見(10) で述べたように、利水対策案についても、多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決してない。 また、意見(11)で述べたように、ダムの維持管理費に堆砂の除去処分、下流域の諸対策費などを加算する必要がある。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
60	2～7	「次のような考え方で総合的に評価を行う。 ①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」 意見（18） 【要旨】残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、治水対策案の総合評価と総合治水概念が必要である。 意見(10)、(17)で述べたように、ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきた。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されるので、ダム事業を現在の計画の枠内での残事業費（完成までに要する費用）で評価することは誤りである。特にダム事業者が自ら行うダム検証では、残事業費の真実が明らかにされることは決していない。 さらに、完成までに要する費用を中心とする「コスト」という物差しで見れば、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになる。残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、治水対策案の総合評価と総合治水の具体性が必要である。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	⑥性別
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
63 ~ 66		「検証の対象とするダム事業（直轄） 検証の対象とするダム事業（水機構） 検証の対象とするダム事業（補助）」 意見（19） 【要旨】検証対象ダムの拡大が必要である。 現在予定されている検証対象ダムは、85 ダム（直轄・水資源機構 32 ダム、補助 53 ダム）であって、残りの 59 ダム（それぞれ 23 ダム、36 ダム）は本体工事契約済みであるとか、既存施設の機能増強事業であるとかの理由で、検証対象外になっている。 しかし、その中には内海ダム再開発、浅川ダム、路木ダム、当別ダム、辰巳ダム、天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造、湯西川ダムなど、必要性が希薄で基本的な問題を抱えるダム事業も含まれており、検証対象ダムを拡大すべきであり、それらのダム事業もその是非を検証する必要がある。			
15	18 ~ 20	「検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。」 意見（20） 【要旨】各ダム事業について現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って中止後も必要となる工事と安全確保のための工事に限定することが必要である。 検証対象のダム事業の工事については「新たな段階には入らない」という措置がとられているだけであるので、ほとんどの工事がストップすることなく従前どおり続けられている。そのため、ダムが中止となればまったく不要となる転流工、工事用取り付け道路等の関連工事、ハッ場ダムの湖面 1 号橋に見られる水没予定地の生活・景観を大きく破壊する諸工事までが進行中である。これらの工事を凍結しなければ、公費の無駄遣いを防ぐことができず、現地は関連工事による環境と生活の破壊がどんどん進んでいくことになる。 各ダム事業について現在進行中の工事の仕分け作業を至急行って中止後も必要となる工事と安全確保のための工事に限定することが必要である。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①	氏名 (フリガナ)						
②	住所	(都道府県名)	(市区町村以下)				
③	電話番号			メールアドレス			
④	職業	会社員		⑤年齢	54	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
P5	24	「概ね5年ごと」とありますが、事業の再評価は概ね3年ごとに行うこととなったと聞いております。					
P13	15	「治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」とありますが、長期間を要すると言われるダム事業の実質的な中止の判断を河川整備計画の目標で行って良いのでしょうか。事業の進捗したダムは代替案とのコスト比較によっても最適とされるかもしれませんが、一旦中止・休止となれば、河川整備基本方針が必要であっても実際に事業の実施は困難と推察します。理念としては納得できません。					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		団体職員	⑤年齢	37歳	⑥性別 女
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
p13	9 ~ 11	「(1) 検証の対象となるダム事業について、<u>必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等</u>について詳細に点検を行う。」との記載を以下のように変更する。 ↓ (1) 検証の対象となるダム事業について、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績、<u>河川整備基本方針、河川整備計画、水需要予測はじめ水資源開発基本計画、地質・地盤の安全性</u>など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。 下線部分の「必要に応じ」を削除し、文書のなかに「<u>河川整備基本方針、河川整備計画、水需要予測はじめ水資源開発基本計画、地質・地盤の安全性</u>」を加える。徹底したダム事業の検証を行うため、ダム計画の前提となっている主要なデータの詳細な点検は、住民参加型の開かれた第三者機関によって必ず行う必要がある。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		団体職員		⑤年齢	37歳
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
p15	18～	「なお、検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事、の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。」の記載について。 例えば、設楽ダム事業は、「生活再建工事」の段階となっているが、「生活再建」と関係のない工事用の道路建設がすすんでいる。中止した際にムダ遣いとなる工事はやめるべきである。安全確保など最低限必要な工事のみ予算をつけるべきである。少なくとも検証の結果がでるまでは、原則、入札・契約を中止し、予算措置はやめるべきである。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		団体職員		⑤年齢	37歳
意見該当箇所		⑥性別 女			
⑦御意見		(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
頁	行				
p 16	16	「3. 2. 検討主体」について、これまでダムを推進してきた地方整備局、水機構、都道府県が「検討主体」とすることはやめるべきである。客観的、科学的な検証を行うためにも住民参加型の開かれた第三者機関を検討主体にすべきである。			

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]			
④職業		団体職員		⑤年齢	37歳
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
P18	1~	意見①「3.4 情報公開、意見聴取等の進め方」について、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置するというが、例えば、設楽ダムでいうと、関係地方公共団体である愛知県も下流域の自治体もダム推進派である。これで本当に客観的、科学的な検討ができるのか大変疑問である。関係地方公共団体の意見は十分聴かなければならないが、検討の場は、住民参加型の開かれた第三者機関とすべきである。			
P18	12	「関係住民」とは、当然、関連する都道府県の住民すべてをさすことを明記すべきである（費用負担から言っても当然である）。			

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]			
		メールアドレス			
④職業		団体職員		⑤年齢	37歳
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
P19	10	「したがって、今回、個別ダムの検証に当たっては、検証の対象となるダム事業について、点検を行い、その結果を踏まえて検討を進めていくことが重要である。そこで、<u>基本計画の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業</u>については、<u>必要に応じ</u>総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」との記載について以下のように変更する。 ↓ 「したがって、今回、個別ダムの検証に当たっては、検証の対象となるダム事業について、点検を行い、その結果を踏まえて検討を進めていくことが重要である。そこで、ダム事業については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績、<u>河川整備基本方針、河川整備計画、水需要予測はじめ水資源開発基本計画、地質・地盤の安全性</u>など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。」 下線部分の「基本計画の作成又は変更から長期間が経過している」、「必要に応じ」を削除し、文書のなかに「<u>河川整備基本方針、河川整備計画、水需要予測はじめ水資源開発基本計画、地質・地盤の安全性</u>」を加える。徹底したダム事業の検証を行うため、ダム計画の前提となっている主要なデータの詳細な点検は、住民参加型の開かれた第三者機関で必ず行う必要がある。			

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス	
④職業		団体職員		⑤年齢	37歳
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
p37	8	「(2) コスト」について。 今回、重視される「コスト」の考え方について、ダム建設による環境破壊によって予想される損害額についても「コスト」として出すべきである。 例えば、設楽ダムの場合、設楽ダムができると日本一アサリがわく「奇跡の干潟」である六条潟への悪影響が心配されている。アサリの漁獲量が減ることによる損害額なども社会的に明らかにし、総合的にダムの建設の是非を検証するべきである。			

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号					
④職業		団体職員		⑤年齢	37歳
意見該当箇所		⑥性別 女			
		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
p 40 ~	16~	「(7) 環境への影響」の記載について、「水環境」、「生物多様性の確保及び流域の自然環境全体」、「土砂流動」はじめどの項目でも「利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする」と記載され、データがなければ明らかにしなくてもいいと解釈できるような書きぶりになっている。これは改めるべきである。あらためて事業者から独立した機関による環境影響調査を行い、住民参加型の関われた第三者機関が、環境への影響についてしっかりと検証すべきである。			

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		団体職員	⑤年齢	37歳	⑥性別 女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
P42	3～	「流水の正常な機能が維持できるか」が問題になっているが、設楽ダムの場合、有効貯水容量の65%、利水容量(堆砂容量と洪水調節容量を差し引いたもの)の82.2%が流水の正常な機能の維持容量となっており、全国的にみても極めて異常なダム計画となっている。 そもそもダムを建設し、河川の水の流れを遮断することは、本来河川が持っている流水の正常な機能を壊すものであり、その視点こそ今回の提言に入れるべきである。			

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		団体職員		⑤年齢	37歳
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
P45	1～	「第8章 利水の観点からの検討」について。 「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、<u>必要に応じ</u>、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。」の記載のうち、「必要に応じ、」は削除するべきである。水需給計画の点検・確認は住民参加型のひらかれた第三者機関が必ず行うべきである。			
p45	1～	利水対策の代替案についても、治水対策の代替案と同じように複数の代替案で検証を行うこと、幅広い立案が重要であることを明記するべきである。さらに水需給計画の点検・確認も含め住民参加型の第三者機関で検証を行うべきである。			
p52	3～	「(2) コスト」について。 今回、重視される「コスト」の考え方について、ダム建設による環境破壊によって予想される損害額についても「コスト」として出すべきである。例えば、設楽ダムの場合、設楽ダムができると日本一アサリがわく「奇跡の干潟」である六条潟への悪影響が心配されている。アサリの漁獲量が減ることによる損害額なども社会的に明らかにし、総合的にダムの建設の是非を検証するべきである。			

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) [REDACTED] (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		団体職員		⑤年齢	37歳
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
p55	4~	「(6) 環境への影響」の記載について、「水環境」、「生物多様性の確保及び流域の自然環境全体」、「土砂流動」はじめどの項目でも「利用できるデータの制約や想定される影響の程度に応じてできる限り明らかにする」と記載され、データがなければ明らかにしなくてもいいと解釈できるような書きぶりになっている。これは改めるべきである。あらためてダム事業者から独立した機関による環境影響調査を行い、第三者機関によって環境への影響についてしっかりと検証すべきである。			

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]			
		メールアドレス			
④職業		団体職員		⑤年齢	37歳
				⑥性別	女
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
p15	5~	検証の対象を拡大するべきである。内海ダム再開発、浅川ダム、路木ダム、当別ダム、辰巳ダム、天ヶ瀬ダム再開発、鹿野川ダム改造、湯西川ダムなど必要性が疑われる事業は当然検証の対象とすべきである。			

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]				
④職業		団体職員	⑤年齢	37歳	⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
p 59 ~60	15~	「コスト」を最も重視して評価すると記述されているが、「コスト」を最も重視するのではなく、「コスト」とともに治水、利水、流水の正常な機能の維持における必要性和合理性、環境破壊など総合的に判断し、検討結果を出すべきである。				

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]				
④職業		団体職員	⑤年齢	37歳	⑥性別	女
意見状当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
p 61	1~	検討結果を出す前に、パブリックコメント募集など、有識者、研究者、住民の意見を聞く場や機会を設け、反映させる仕組みをつくるべきである。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）						
②住所		（都道府県名） （市区町村以下）				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		大学教員	⑤年齢	62	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
1	18	【意見】 「できるだけダムにたよらない治水」という文言は、ダムだけで治水は解決できる、あるいは、治水への（事業的な）取り組みはダムだけであった、というような誤解を招きやすい表現のように思われます。 【理由】 これまでの治水対策が、ある河川区間を代表する基準地点について、計画降雨を対象に洪水時の水位が計画高水位以下に収まるように、種々の対策を組み合わせ、それぞれの受け持ち分を積み重ねていって、それを達成するように進められてきたことを顧慮するなら、「できるだけダムを組み込まない治水」という表現がより適切なものではないかと思います。				
8	7	「一方では先に述べた背景のもとに、できるだけダムにたよらない方策の検討を要請されている状況にある」と、検討要請の根拠が「先に述べた背景」にあることを示唆されておられますが、ここまでに多くのことを述べておられますので、「先に述べた背景」が具体的に何を指すのかがよく掴めません。 この直前にダムが治水対策として「極めて有効な対策である」とされていますので、この背景を再度簡潔かつ明確に示して頂くことが大切であると存じます。				
12	3	「過去 60 年にわたって精力的に進められてきた河川改修とダム建設を主体とする治水・利水対策によって」という表現ですが、「河川改修とダム建設」とが治水・利水対策の主体であったということなのか、ダム建設が治水・利水対策の主体であったのかが紛らわしい表現となっています。前者であるなら、「河川改修とダム建設とを」と、「と」を加えて並列にした表現になるかと思います。				
12	14	「多くの場合これらが事業の長期化と事業費の増大を招いている」原因を、この文の前にいくつか列記されていますが、それらと同じぐらい大きな理由として、「建設する適地が少なくな」って多目的化せざるを得ず、そのため、広義のステークホルダーが多数に上り、首長選挙等の民主的な手続きも加わって調整に時間を要したことを挙げられることもできるのではないのでしょうか。				
13	13	「複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、ダム以外の方法による治水対策案を必ず作成する」の「ダム以外の方法による治水対策案」は、既設ダムがある場合もありますので、「検証対象ダムを含まない方法による治水対策案」が正しい表現ではないのでしょうか。				
22	1	「発現する場所は遊水地等の下流である」との点について、厳密にいうと、遊水池への流入開始時点から水位の上昇は緩やかになりますので、堰き上げ背水区間に当たる上流域についても水位低減効果があることになり、その区間は緩流河川ほど長くなります。				

2 2	1 3	「(5) 河道の掘削」について、下流区間では塩水の遡上対策が必要となる場合も多いですので、「課題となる」ものにそれを追記しておいて頂く方が良いと存じます。
2 3	2	「かさ上げを行う場合」には、「地盤を含めた堤防の強度や安全性」の照査とともに、全水圧（横荷重）が高さの2乗に比例するため、照査結果からも、通常、かさ上げ高さの数倍に及ぶ幅の新たな堤防用地の確保が必要となることも追記して下さい。
2 2	8	また、「モバイルレビーの強度や安定性等について今後の調査研究」を実施するときには、モバイルレビー自体に加えて、その設置による水位上昇が堤防本体の強度や安定性等にも大きく影響する点も研究対象となることを明記して下さい。
2 5	2 6	【要旨】「遊水機能を有する土地とは、河道に隣接し、洪水時に河川水があふれるか又は逆流して洪水の一部を貯留し、自然に洪水を調節する作用を有する池、沼沢、低湿地等である」とされていますが、明確に「農用地」も挙げて頂きたいと存じます。 【意見】「遊水機能を有する土地とは、河道に隣接し、洪水時に河川水があふれるか又は逆流して洪水の一部を貯留し、自然に洪水を調節する作用を有する池、沼沢、低湿地等である」とされていますが、現実には、「等」の中に含まれる農用地や景勝地以外では、規制がほとんどなかったため、埋め立てられて工業用地となっていたり、若干のかさ上げで宅地化されたりして、遊水機能を失っている場合が多く認められます。辛うじて、農地法で（ある程度）守られた農用地のみがそれを保っており、近年では、冠水頻度の高い農用地ほど早期から休耕地となり、放棄耕地となっていますので、それらの遊水機能を保全・増進させていくことが有効な治水対策になると思われます。
2 6	1 3	「(16) 部分的に低い堤防の存置」について、「効果が発現する場所是对策実施箇所の下流である」とされていますが、岐阜県大垣市の事例では、越流開始後その地点の水位上昇が低減されるため、低い堤防の対岸にある堤防で守られている地域の安全性を高めているものとなっています。このような点も加味した表現を望みます。
2 7	1	「なお、霞堤の背後地をいわゆる「計画遊水地」とすることによって機能を向上させることができる」と追記されていますが、霞堤が多く存在する急流河川では、湛水面積に比して貯留量（洪水調節容量）が小さくなると考えられますので、ここでの追記は、遊水地に関心のある（水を遊ばせながら制御するとの文字から遊水地によりイメージを持っておられる）方々に過度の期待を抱かせるようになると危惧します。
2 7	1 5	「二線堤は、本堤背後の堤内地に築造される堤防であり、控え堤、二番堤ともいう」ことは、歴史的にみてその通りだと存じますが、明治以来の近代河川工法ではほとんど新たには築造されてこなかったのではないのでしょうか。明治以来整備されてきた連続堤の背後に存置された霞堤や輪中堤が二線堤の役割を果たしている場合が多いように思いますので、ご検討の上、そのようであればその旨を追記して下さい。
2 8	8	「盛土して宅地の地盤高を高くしたり、建築構造を工夫したりすることによって、浸水被害の抑制等を図る方策」が取られるようになったのは、元来遊水機能を有していた土地が利用されたことの結果でもあり、盛土分だけは遊水機能が低下していますので、(15) 遊水機能を有する土地の保全や(16) 部分的に低い堤防の存置、(17) 霞堤の存置とは、トレードオフの関係にある点への留意は必要であると思います。

29	2	「土地利用規制により現況を維持することで、浸水頻度や浸水のおそれが高い地域への現状以上の資産の集中を抑制すること」とともに、一応防災調整池が設備される宅地やゴルフ場などではない場合の丘陵地の開発、例えば畑作地としての開による、雨水流出・土砂流出の変化にも留意する必要があるように思います。
29	10	「(23) 水田等の保全」につきましては、その貯留機能に期待するにしても、それが中山間地の谷底平地にあるのか、谷地田なのか、斜面の棚田なのか、また、扇状地にあるのか、沖積低平地にあるのか、というように、立地条件によって、洪水対策としての役割は大きく異なってくるはずであり、その地域に応じた適切な位置付けがなされていないと考えられますので、こうした観点での追加説明が必要であると思います。
30	3	「顕著な地表流の発生が見られない一般の森林では、森林に手を入れることによる水源涵養機能の改善は」の部分、治水対策が対象の章ですので、「水源涵養機能」は「流出抑制機能」となると思います。
30	3	「一般の森林では、森林に手を入れる」場合、現在では、必ず、かなりの機械力を駆使して林道や作業路が開設されます。規格の明確でない作業路の場合でも、林道の場合でも、雨水流出や土砂流出にかなりの影響を与えることが考えられますので、それらの実態把握も重要な課題です。
31	5	「これらの各方策の効果を定量的に見込む」とありますが、これら26項目以外に、「農業用ため池の機能増強」、「既設防災調整池の機能増強」、あるいは「砂防ダム、治山ダムの活用」なども検討対象としていくべきであるように思われます。
18 32		「第5章 複数の治水対策案の立案」で挙げられておられます。26項目の個別治水対策についての説明は、それぞれについてポイントを簡潔にまとめておられ、担当者のご努力に敬意を表します。 しかしながら、全体を通して眺めると、特徴、長所、短所、とくに、課題についてはそうですが、書かれているものといないものがあり、担当者にとっては判断に迷うところが出てきそうに思いますので、もう一段の工夫をお願い致します。
36	18	「例えば、河道掘削は対策の進捗に伴って段階的に効果を発揮していくが、ダムは完成するまでは全く効果を発現せず、完成し運用して初めて効果を発揮することになる」のは、全般的にその通りですが、厳密には、一部だけの河道掘削は返って水位を上昇させることになり、コンクリートダムは工事中であっても堤体が打ち上がっている高さまでの貯留効果は期待でき、転流工の疎通能力以上の流量はカットできることになります。
40	9	【要旨】「ダム等は建設地付近で用地買収や家屋移転補償を伴い、受益を享受するのは下流域であるのが一般的である」のはその通りですが、「地域間の利害の衡平への配慮」の項にこうした記述があると、ダムが利害対立を煽るものであるような印象を与えますので、表現に配慮して頂きたいと存じます。

		【意見】「ダム等は建設地付近で用地買収や家屋移転補償を伴い、受益を享受するのは下流域であるのが一般的である」のはその通りですが、「地域間の利害の衡平への配慮」の項にこうした記述があると、ダムが利害対立を煽るものであるような印象を与えます。現実には、ダムによる洪水抑制効果は、下流のそれぞれの河川区間にとって極めて平等に働きますので、左右岸対立や上下流対立は緩和され、地域間の利害の衡平に大きく資するものです。一方、建設地付近で用地買収や家屋移転補償については、下笠・松原ダムなどの経験もあり、かつ、建設地が限定されるだけに手厚い補償がなされているように理解しておりますので、表現に配慮して頂きたいと存じます。
35 44 59		【要旨】「第7章 評価軸」について、個別の軸（項目）が前面に出過ぎていて、治水計画・対策に限らず、種々の施策にとって最も重要であると考えられる「（事業の）適切性」に関する、あるいは、それに繋がる「評価のあり方」を感じることができませんでした。「第9章 総合的な評価の考え方」についてもそうでした。その流域や水系、地域にとって適切な治水対策を評価できるための評価軸であるような記述を求めたく存じます。 【意見】いくつかの個別の治水対策を組み合わせた治水事業にとって、それがその地域の自然的、社会的条件の下で適切なものであるか否かという、適切性を評価するという観点が最も大切であると考えられますが、この中間とりまとめ（案）の内容、とくに、第7章の評価軸の説明には、そのような観点を感じることがほとんどできませんでした。確かに、「（6）地域社会への影響」の項目では少し触れられているようですが、「（3）実現性」、「（4）持続性」、「（5）柔軟性」などでは、当然、歴史、文化、慣習、経済などの社会的条件から見た「適切性」の観点が必要であると思います。これらの社会的条件には、これまでの地域社会構造の形成過程と将来の動向が含まれていて、その背後には自然的な諸条件が存在していることに配慮すれば、「（1）安全度」についても、また、「第9章 総合的な評価の考え方」にも、適切性の観点を盛り込んでおくべきであると思います。
50	15	「8.3 利水に関する評価軸」には、「満濃の池」のように明治以前からの水利開発事業が連綿とわが国の生産を支えてきて、それが明治期以来の産業振興にも繋がったという歴史に鑑み、「水争奪の世紀」ともいわれ、地球温暖化の影響が水資源争奪に輪を掛けることも予想される21世紀にあつて、水を効果的・機能的に使えることが、グローバルな面でわが国の大きな強み・アドバンテージとなるのだという視点を是非加えて欲しいと希望しています。

国土交通省河川局河川計画課

今後の治水対策の在り方に関する有識者会議事務局 御中

件名「中間とりまとめ（案）に関する意見」

①氏名

②住所

③電話番号

④職業

無職（年金生活者）

⑤年齢

72歳

⑥性別

男

⑦意見

該当箇所 16 ページ 24～25 行

「個別のダム事業については、各地方整備局、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う」

意見

物事を進める際、それに携わっている人は「正しいと信じて」進めている筈で、そう信じている人に間違いを気づかせることは多くの場合困難です。ダムの検証をその事業当事者に委ねることはこれに該当すると思います。やはり中立の第三者に検証させるべきです。このままでは独断に満ちた検証結果となることを恐れます。誰もが納得できるような第三者による公開の場での検証こそが民主主義的な進め方であると信じます。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)：(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	13	ダムを検証は、個別土地或に1箇所の問題が大きい。 そのため「関係住民」の意見については、直接影響を受ける 流域住民並びに流域市長の意見を最大限尊重すべきで ある。 意見を聴く学識経験を有する者^には、洪水等の被害を 受けてきた地域の状況、心情、苦勞をより理解できる 者を選ぶことが望ましい。			
60	10	評価軸について 最終的には、総合的に評価するでは、過去、長期間 にわたり投入してきた事業実績を含めた評価をするべ きではないか			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	48
				⑥性別	女性
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
60	5	不確定要素が増加する方向にあって、今後の治水対策で最も重視すべきは、①どのような降雨パターンに対しても確実に効果を発揮すること、②如何に早く治水効果を発現するか、が最優先である。コストは極めて重要であるが3番目である。決して最優先ではない。今、治水対策に求められているのは、治水の本質を踏まえた治水対策の考え方の転換で、これは治水対策の優先順位の考え方の問題である。本案の評価軸では15年前の発想。 表紙 表題「今後の治水対策のあり方について」を変更。本検証案は河川法改正からの治水対策を逆進させる可能性が高く、全国への弊害は計り知れない。本検証は今後の治水対策のあり方には繋がらず、委員・河川技術官僚に本来期待されている未来に向けた河川観、治水哲学、その熱意さえ感じられない。もしも良心的な河川技術官僚がいるのなら、未来を見据え未来可能性を持った河川観に基づき政策立案して欲しい。国民はそれを望んでいる。 以上			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
		[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		大学・教授		⑤年齢	53	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
全般的な意見①		要旨 筆者は以前、下記のような「四つの調和」を提案したことがある。 (1) 過去と未来の調和 (2) 上流と下流の調和 (3) 人の命・生活、河川環境と科学・技術の調和 (4) 河川と流域の調和 これらも治水事業の評価基準となり得るであろう。 この「四つの調和」については、[REDACTED] [REDACTED] を参照されたい。 (1) 過去と未来の調和 これまで長年にわたって培ってきた合意形成や種々の配慮を、政権や首長が変わるなどの事情により断絶してはならない。そもそも長期的な視点に立つべき治水を政争の具にしてはならない。ただし、有識者会議のような組織の提言による評価を経て、見直すことが妥当な場合は当然見直すべきである。長年にわたって育まれた合意形成の堅持（これを止めてしまったとたんに行政の信頼は一気に失墜するであろう）と、一部それを解消するならばそのための新たな合意（事業撤退者及び事業継続者のための温かい配慮）の両方が必要なのであって、これを正面から捉えなければならない。 (2) 上流と下流の調和 今回の中間とりまとめ（案）の文中に「地域の再生」とあるが、ダム事業によって水源「地域の再生」を図ると言うよりは、少子高齢化、過疎、限界集落の現実を直視しつつ、上中流の犠牲のもとに中下流の安全が確保されているという認識のもとに、上下流一体となった「災害に強く、環境に配慮した流域全体の調和ある発展」に努めることが必要である。 (3) 人の命・生活、河川環境と科学・技術の調和 1997年に改正された河川法の目的は、「国土の保全と開発」、「公共の安全」、「公共の福祉」であり、そのための治水のあり方を考える必要がある。「ダムは劇薬」、「ダムはムダ」、「コンクリートから人へ」といった考えや表現は情緒的・皮相的であり、場所場所におけるダムの利害得失を多面的に評価すべきである。「水を治むる者は天下を治む」ということは、河川のみならず流域全体の管理をすることである。 (4) 河川と流域の調和 これについては、中間とりまとめ（案）「1.4 流域と一体となった治水対策のあり方」					

		の節に要領よく記載されている。
全般的な意見②		洪水対策は、(1)上流で貯める、(2)上中流であふれさせる、(3)河道を安全に流下させる、という3つの方法をうまく組み合わせることが基本である。(1)はダムによる。これは、ダムより下流の河道延長全体に亘って、水位や流量を低減する絶対的な効果がある。(2)のあふれさせる場合は、適地があるかどうかが鍵となる。その適地は、農地・公園等(を緊急避難的に利用させてもらう)や湿地帯であることが多いと思われるが、洪水流の侵入により、大がかりな再整備が必要となったり、湿地生態系を破壊したりすることもあり得る。(3)は、適切な河道改修や堤防の整備・強化である。「ダムに頼らない治水」と言う場合、上記の(1)を排除する政策的・技術的論拠を明確にしないと、治水を切望する自治体や住民の理解を得られないであろう。
1	14	「316のダム事業のうち、97のダム事業の中止に踏み切っている。」ということであるが、住民達との合意形成なし(過去の大臣や河川管理者の側から一方的に)に中止に踏み切ったダムについても、今回有識者会議で提案される方式で再評価してみる必要がある。ひょっとしたら中止に踏み切ったダム事業の復活が必要な場合もあるかも知れない。それらのダム事業は、「過去と未来の調和」を理不尽に断ち切ってしまうのではないだろうか。
1	17	「税金の使い道を大きく変えていかねばならない。」という書き方は、使い道を治水から他の目的に転用する、治水は二の次、とも取られかねないのではないか。治水は依然として重要であるとの立場から「税金の使い方を、これまで投資した分、これから投資する分も含めて、極力無駄にすることのないように治水を考えていかねばならない。」
4	16~17	「少子高齢化に伴う人口減少や生活様式の変化といった社会情勢の変化が治水・利水政策に大きく影響を及ぼすことが予想される。」については、高齢社会こそ「公助」が必要であると言える。予警報や避難勧告・避難指示などの情報が高齢者に伝達されても、高齢者が適切に行動できるかどうか、心配である。このような心配を回避するためには、治水事業において洪水氾濫や災害のリスクを極力減らす(すなわち、河川流量や水位を事業(「公助」)によって極力下げて、避難などをしなくて済むようにする)。
4	19~22	「河川の整備に伴い災害の発生頻度が少なくなってきたこともあり、住民相互の連帯感が希薄になり、洪水に対する危機意識を劣化させ、災害に備える危機管理の対応への大きな障害となることが考えられる。」という書き方はおかしい。河川整備が進むと住民相互の連帯感が希薄になったり、危機意識を劣化させるように誤解される。「住民相互の連帯感が希薄になった」のは別の要因による地域社会の崩壊、「危機意識の劣化」は、豪雨や洪水の空白区(近年、豪雨や大災害が起こっていない地域)に見られる現象である。このような場所で、「公助」に頼ることは危険である。100歳以上の(さらには90歳以上や、80歳以上の)高齢者の所在が不明であるような現代社会において、「公助」の難しさと、それを解消する手立てを考えねばならない。高齢者の「自助」は実際にはますます難しくなることが予想される。一時期、「自助」、「公助」や「自己責任社会」が強調されすぎた感がある。治水事業による「公助」は、高齢社会において極めて重要になる。
5	3~4	「安定した持続的発展の時代に相応しい形に変革する意識が芽生え、各地で様々な取組みがなされつつ」とあるが、人口面・経済面で安定(高成長が見込めない、むしろ漸減気味)する我が国の状況ではあるものの、中国やインドの人口増大が我が国の食料事情(自給率)や経済に影響を与えないとも限らないし、気象の変動はむしろ不安定化しているとも言える。こうしたことも踏まえた「意識が芽生え、各地で様々な取組み」ということであれば

		よいが、そのようなことまで視野に入れた意識や取組みがなされているかどうかは、不明である。市民運動、市民参加は重要であるが、より幅広い視点から市民・住民を導くリーダーが必要である。本有識者会議でも、近年の国際事情、地球規模の気象変動、我が国への影響などの広い視点をもった議論や記述を望みたい。
5	6	「災害に強く、環境に配慮した地域の再生」における「再生」は、少子高齢化、過疎、限界集落の傾向の現況ではあり得ない。ダム事業で、水源の「地域の再生」を、というねらいかも知れないが、「地域の再生」というよりは「災害に強く、環境に配慮した流域全体の調和ある発展」に努めることが健全な国土形成の要諦である。
5	17~18	「治水安全度に関する指標を住民にわかりやすく提示することが重要」は、「治水安全度に関する指標を住民にわかりやすく提示し、その意義について理解を得ることが重要」。
6	1~5	「ダムのような大規模治水事業を実施する場合には、今後、『用地補償基準妥結』の前にダム案と代替案に関する経済評価の比較、利水者の動向や関係地域住民の合意形成状況、経過年数、投入費用、社会の環境に対する意識変化の観点から、第三者の意見も聴きながら事業の継続が妥当かどうかを検討することが重要」の記述において、「用地補償」が必要なのは、ダム案だけではない。代替案でも用地補償が発生する。ダムによる水没住民や世帯の数及びコストと、中下流で氾濫させ（洪水をあふれさせ）たり、河道拡張したりする代替案の場合の移転住民や世帯の数及びコストの比較が必要である。「経済的評価」においては時間コストも勘案する必要があることを指摘しておきたい。
8	1~2	「このような急激な都市化に水害対策が追い付かないことで生じた」は、おかしい。「水害や水環境に配慮しないまま急激に進行した都市化によって生じた」であって、河川局の責任ではない。都市計画部局や地方自治体の責任も大きい。
13	15~16	「(3) 治水対策案は、河川整備計画の目標と同程度の安全度を確保することを基本として立案する。」は、これでよいか？ 河川整備基本方針が、目標のはずである。河川整備計画は、今後20~30年の暫定整備目標であるので、その先（将来目標）にある基本方針の水準を意識すべきである。「治水は百年の計」であることをゆめゆめ忘れてはならない。
19	2~5	「検証に当たっては、流域及び河川の概要（流域の地形・地質・土地利用等の状況、特徴的な治水の歴史、河川の現状と課題、現行の治水計画、利水計画）、検証対象ダム事業の概要（目的、経緯、進捗状況等）について整理しておくことが重要である。」においては、特に、「検証対象ダム事業の概要（目的、経緯、進捗状況等）」についての整理において、長年にわたって育まれた合意形成に類破りすることなく、その合意を堅持することの必要性（これを止めてしまったとたんに行政の信頼は一気に失墜するであろう）と、それを犠牲に（信頼の失墜）してまで、方針変更することの意義を明らかにせねばならない。こうした『過去と未来の調和』を図り、日本国行政としての一貫性、連続性を維持していくべきである。
24	5	「決壊しづらい堤防」は、「決壊しにくい堤防」と記すべき。なお、「決壊しない堤防」は、今の段階ではそのような技術は確立していないと認識している（高規格堤防（スーパー堤防）は別格として）。そのような堤防の研究開発に要するコスト、また技術が確立されるとして、それを実現（現場に設置）するのに要するコストの見積もりもまた課題となる。
45~		第8章 利水の観点からの検討

45~ 58		第8章 利水の観点からの検討 この章を、このようにだらだらと記述する必要があるだろうか。「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」であるならば、論点を（狭義の）治水に焦点を当てた議論に徹するべし。利水の話混ぜてくると焦点がぼける。45ページの冒頭、「多目的ダムの場合、治水と並んで利水の観点から検討することが重要である。」という文章から始まるが、治水としてまずダムに頼るのか頼らないで済むのか、ということが第一義的に重要な議論である。この章は利水面での様々な代替案を示しているが、これらまで含めて評価するのはかなりの困難を伴うと予想される。
60	4~5	「①一定の『安全度』を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、『コスト』を最も重視する。」は、一応妥当と思われる。「一定の『安全度』を確保」するために要する時間を見積もってその「時間コスト」も考慮に入れなければならない。山地部の移転より都市部の移転の方が、経済コスト、時間コストともに多くを要するであろう。これは、算定すればすぐ分かる話である。ただし、上（p. 13 の記述に関するコメント）でも述べたように、河川整備計画の先にある河川整備基本方針が治水の将来の目標のはずである。河川整備計画は、今後20～30年の暫定整備目標であるので、その先（将来目標）にある基本方針の水準を意識すべきである。「治水は百年の計」であることをここで再び強調しておきたい。
60	8~9	「一定期間内に効果を発現する」については、洪水事象の発生時間間隔を考えるとすぐに効果が発現するとは限らない。治水投資は、流域の言わば「保険」のようなものであり、事業が完了したら、ただちにその「保険」効果は発現する。子ども手当のようなものは親か本人がどう使うかによるが、治水投資は、流域の保険として多くの人に長い時間（何十年以上に亘って）有効な投資である。決してムダな投資ではない。

差出人: [REDACTED]
 送信日時: 2010年8月15日 曜日 21:30
 宛先: chisui@arika@mlit.go.jp
 件名: 「中間とりまとめ(案)」に関する意見

氏名(企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)
 [REDACTED]

住所 [REDACTED]
 電話番号又はメールアドレス [REDACTED]
 職業(企業・団体の場合は不要) 国立大学法人教員
 年齢(企業・団体の場合は不要) 60 歳
 性別(企業・団体の場合は不要) 男
 御意見
 ・意見該当箇所(頁・行)(意見ごとに記載)

9 頁下から9~6行目

洪水緩和機能は、森林が洪水流出ハイドログラフのピーク流量を減少させる等の機能である。この森林の洪水緩和機能は、中小規模の洪水において発揮されるが、治水上問題となる大洪水の時には、顕著な効果は期待できない。

・意見(一つの意見が 200 字を超える場合は、200 字以内の要旨も記載)

要旨

流域の洪水緩和機能は、風化基岩と土壌双方によって保たれる。土壌は生態系との相互作用で発達し根によって急斜面上に維持される。その機能は伐採利用で低下しはげ山で最低になる。林業再生プランを掲げ木材自給 50%を目指す政府方針において、貯留を担う土壌保全への配慮は最重要課題である。森林機能を「大洪水の時に期待できない」と「断じるのではなく、機能と森林利用の両立に配慮しなければならない。

本文

○ 日本の自然条件における森林土壌の相互作用システムの役割

日本は地殻変動が活発で山地の地下岩盤はゆっくり隆起している。地震で破壊され風化作用でもろくなった岩盤は豪雨によって削られる結果、急勾配の斜面が形成される。まず、生態系がないと仮定した場合を考えてみる。岩盤が風化して作られる岩屑は豪雨によってただちに流れ、風化した岩盤の表面が露出する。しかし実際には、生態系の生物作用がかかわることで、岩屑が有機物を含む土壌として発達する。その土壌は水と栄養物質を保ち生態系を支えることになるが、間隙の多い密度の低い土壌は浸食されやすく、樹木の根が張りめぐらされることによって初めて浸食・崩壊から免れる。土壌発達とともに生態系が遷移してゆき、生態系と土壌が相互作用を保ちながら発達してゆく(下川悦郎: 森林計画学会誌 16, 1991)からこそ、100 年以上生態系が急斜面上に滑落せずに存在できる。

しかし、土壌が厚くなるほど力学的には不安定になる。土壌が厚く発達してしまうと、その排水能力を超えるほどの豪雨があった時に、崩壊する可能性がでてくる。崩壊してしまった場合には、生態系遷移と土壌発達はリセットされ、再び土壌を作り始めなければならない。日本では、生態系・土壌システムは地殻変動と豪雨という浸食をもたらす大きな力に抵抗し続けていると言うことができる(塚本良則: 森林・水・土の保全、朝倉、1998)。このシステムが水循環に決定的な影響を及ぼしている。生態系は土壌水を蒸散させて川の流出量を確実に減らし、根で支えている土壌が貯留水量を大きく変化させることによって川の流出量の時間変化を緩和している。急な斜面に土壌と森林があること、それは日本ではごく自然で当たり前のことにみえるが、人間による生態系利用の影響を評価するためには、こうした土壌の持つ機能が原点となることを忘れてはならない。

○ 森林の利用が洪水緩和機能に及ぼす影響

人間による森林利用の影響として代表的な例は、人里に近い花崗岩山地に 1960 年頃の燃料革命の前まで広がっていたはげ山である。はげ山は、風化した岩盤の上に草本と土壌が一切ない状態を言い、先に述べた生態系のない仮定が現実となる。風化で作られた岩屑がただちに流れて土壌が形成されないの、降雨時にはいつも地表面流が出て大きな洪水ピークが生じる(福嶋義宏: 水利科学 177, 1987)。このはげ山は、木材・燃料・肥料を森林に依存した生活が長く続いた結末であるが、その森林依存生活そのものが不可能な破綻状態を示している。生態系利用が招いた最悪の事態は生態系そのものの喪失であり、相互作用システムを構成する土壌とともに失われて水循環を根本的に変えてしまう。これを緑化するには、人工的に斜面に平坦な部分を作りその上に土壌を積み上げてその上に植樹するという積苗工という手の込んだ工法が必要で、明治初期に開発されたこの工法による治山・砂防工事は 100 年以上続けられた。しかし、はげ山が消失したのは、戦後、燃料革命により森林が利用されなくなってからであって、それほど人間の利用による森林への圧迫は強いものがあるわけである。

一方、中生古生層など地質の異なる山でははげ山にまでは至らず、貧弱なアカマツやコナラや草におおわれた里山として人々の生活を支え続けてきた。そういう生態系が消滅しなかった山であっても、土壌がやせて薄くなってきた。伐採直後の流出量の変化については研究が多いが、こうした土壌変化の流出影響に関しては実証が難しいが、かなり大きな変化が推定されている。

(Tani et al., Hydrological Processes PUB Special issue, in press)。

急斜面上の土壌は、人間の利用がなくても、発達と崩壊を繰り返していることはすでに説明したが、人間の利用は、この生態系と土壌が相互に支え合いながら発達する自然プロセスを確実に乱す。その結果、生態系が遷移しても原生林にはたどりつかず、最悪の場合はげ山になるが、ふつうはそこまでには至らず、生態系・土壌システムがその両極端の中間の状態に一時的に落ち着く。どのような形に落ち着くかは、地質や地形などの自然条件と森林利用の強さの組み合わせによって決まるであろう。土壌変化の川の流出への影響も、この落ち着き先の状態によって異なってくると推定される。生態系が利用されても維持されている場合、その影響が原生林とあまり変わらない程度なのか、はげ山に近いものなのか、それを見極めることは、まだこれから研究テーマと考えられる。

○ 戦後の森林林業の経緯の再考

次に、わが国における生態系の水循環における役割を具体的に考えるため、戦後の森林利用と放置の流れをふりかえる。まず、戦後すぐには森林が大量に伐採され復興に貢献した。その伐採跡を初めとして、1960年頃にはスギヒノキが広く植栽されたが、木材自由化にともない用材は急激に海外から持ち込まれるようになった。高度成長期には東南アジアなどの森林を利用した結果、国内森林の伐採は激減し、燃料革命もあいまって、1970年以降、森林は放置されるようになった。もし、経済成長に必要な多量の用材を自国森林の伐採でまかなったとすると、生態系・土壌システムは好ましくない影響を受けたと推測される。森林伐採は根を腐らせることを通じて、土壌の崩壊を促すからである。食料輸入とともに外国で農業生産に使われた水が持ち込まれることをバーチャルウォーターと言うが、海外から木材が持ち込まれることによって、国内の土壌はバーチャルソイルによって保全された可能性があると言える。

他方、木材輸入の拡大は木材価格低迷・林業不振の原因になり、将来の伐採収穫に必要な間伐などへの投資は完全に採算割れし実施されなくなった。本来の林業計画が途中で中断を余儀なくされ、密に植樹された本数のまま大きくなった細い樹木と下草のない暗い林床を持つ人工林が残されてしまったわけである。そのため、地表面流や土壌浸食の発生が危惧されるようになってきた(Gomi et al.: Hydrological Processes 24(5), 2010)。

○ 森林機能の位置づけ

以上の考察を基に、洪水緩和機能について整理してみよう。森林生態系とともに長い年月をかけて発達してきた土壌の貯留変化によって発揮される。したがって、人間による森林利用が土壌に及ぶ場合、洪水緩和機能は低下すると言わなければならない。しかし、土壌がやせて薄くなっていたとしても生態系が何とか維持されている場合は、手入れしたり樹種を変えたりの森林管理努力で原生林の機能まで引き上げるのは、なかなか短期間ではむずかしい。したがって、治水有識者会議中間報告の言う通り、洪水被害を減らすにはダムや堤防などの治水工事を行う必要がある。しかし、はげ山のように生態系が破綻してしまった場合は、洪水も土砂も山全体から膨大に出てきて、ダムや堤防などの治水工事ではとても防ぎきれない。とにかく、積苗工などの斜面緑化工事を行って、生態系・土壌システムの回復を図ることが最優先と言うことになる。

○ 結論

地殻変動の激しいわが国において、急斜面上の土壌は森林とともに発達し、相互作用システムを構成している。よって、利用による生態系の変化がこれらの相互依存関係を壊してしまうことは、絶対に避けなければならない。その一方、森林は木材、紙バイオマス燃料など、将来的にそれを伐採せず利用しないということとはできない。化石燃料とは違い代替する材料がないから、地球上のどこかでそれらを伐採利用することは避けられない。森林大国である日本がその適切な伐採によって地球全体での森林破壊を抑制するのに貢献しなければならないのは、地球環境問題からみて明瞭といえよう。

したがって、政府が2009年に提唱した森林林業再生プランで自給率50%をめざすのは、その意味でまったく正しい。だからといって、森林の洪水緩和機能の低下を見逃して良いわけではない。少なくとも、森林の積極的利用を推進した場合の起こりえる土壌の浸食崩壊の増加による洪水緩和機能の低下が、ダムや堤防などの治水工事で防げる程度の小さい限界のあるものであると、あらかじめ断定はできない。ダムにおいて決められているただし書き操作という明確な限界性をさておき、森林機能を「大洪水の時に顕著な効果が期待できない」と決めつけることはできず、森林利用と森林の洪水緩和機能の両立できる道を探ることが、治水政策と森林政策の両方において十分に配慮されなければならない。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員	⑤年齢 57 ⑥性別 男
意見談当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
1 ～ 8	17 20	「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換と述べられており、中でも流域全体で治水対策を分担し自己完結的に行う、その具体的対策の中で、地域に根付いた伝統的な防災工法の活用努力が治水対策として必要であるとの提言に大賛成です。	
12	21	公共事業については、これまでのしがらみを断ち切り歳出を見直すと述べられており、至極当たり前のことだと思います。しかし、少し言葉足らずではないでしょうか、しがらみのイメージとしてまず思い浮かんだのは「利権」、「利害」の様な悪いイメージでした。 また、ダムの様な大きな事業はたくさんの方が関わって当たり前、その関わりが「しがらみ」であり、その「しがらみ」を調整できるのは公共工事だからこそだと理解しています。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所						
③電話番号		メールアドレス				
④職業		自治体職員	⑤年齢	52	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
39-40 54-55	21 -17 9 -3	【要旨】 治水対策の個別検証及びそれと関連する利水対策の観点からの検討において、「地域社会への影響」が共通して評価軸に掲げられています。地域社会の歴史的・文化的特性への配慮がもっと強調されるべきです。とりわけ北海道を想定した場合、近年の国におけるアイヌ政策のあり方の検討、再認識・再構築の動きが反映されているかどうかを、評価ポイントとして明示的に特記することが必要です。 【意見】 検討の評価軸として「地域社会への影響」が治水・利水の両分野に共通して掲げられています(39-40頁、54-55頁)。ここでは、地域社会の歴史的な、あるいは文化的な特性に配慮して対策を検討すべきことが、重要な評価ポイントとしてもっと強調されるべきだと考えます。 中でも、近年、国政レベルにおけるアイヌ政策のあり方の検討、再認識・再構築の動きが顕著なわけですが、それを個別施策に具体的に反映しようとしているかどうか、とりわけ北海道開発に関わる機関(もちろん国土交通省を含む)に問われるのではないのでしょうか。治水・利水の分野とて、例外ではありません。むしろ、二風谷ダム裁判(1997年札幌地裁で判決確定)の経緯などを考慮すると、国民の関心が比較的強く、政策変化を象徴する斬新な提案とその展開とが、大いに期待されている分野だと考えられます。したがって、評価軸の内容を、地域社会の歴史的・文化的特性に関する検討を必要不可欠なものとして強調するように補正した上で、若干唐突な感があったとしても、アイヌ政策への留意を、評価ポイントの一つとして明示的に特記することが必要です。 上記で「若干唐突な感があったとしても」としましたけれども、実は、このような措置こそが、大局的には国内外の趨勢に合致する、正当で時宜を得た施策なのではないのでしょうか。ここでは詳述いたしません。次の①～④で、参考となる事例・動向の参照先を挙げて、この意見の補足いたします。 ①森林管理に関する国際的な認証制度である FSC (Forest Stewardship Council) 認証で、三井物産株式会社が、自社が保有する北海道の森林について、アイヌ民族の組織及び地元自治体との協議・協力により認証条件をクリアした事例(認証取得は2009年12月)。 <要参照：三井物産 HP>				

<http://www.mitsui.co.jp/csr/forest/protect/index.html>

②生物多様性や文化的多様性に関して近年締結された国際条約や協定、及びそれらに関連してとられた国内的措置や関連書活動の事例。

<参考となる資料の例：文化庁 HP>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/019/04120201/001.htm

③国際連合総会が2007年9月13日に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を日本国政府も賛成する中で採択したこと。とくに、その第19条には、「先住民族に影響を及ぼすおそれのある立法上又は行政上の措置をとり、及び実施する前に、当該先住民族の自由な、事前の、かつ、情報に基づく同意を得る」という、いわゆる FPIC の原則が盛り込まれていること。

<引用・参考：首相官邸 HP>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai3/3siryou.pdf>

④「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告」が前記③の国際連合宣言について関連条項を参照しつつアイヌ政策の確立に取り組んでいくべきであるとしたこと。その中では、たとえば「今日的な取り・資源の活用によるアイヌ文化の伝承等を段階的に実現していくことが必要」との提言がなされていること。

<引用・参考：首相官邸 HP>

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainu/dai10/siryou1.pdf>

差出人:

送信日時:

2010年8月15日日曜日 22:12

宛先:

chisui-no-rikata@mlit.go.jp

件名:

今後の治水対策のあり方についての 中間まとめ(案)に関する意見

今後の

①氏名 (フリガナ)	[REDACTED]		
②住所 り方に	(都道府県 名)	(市区町村以下)	
③電話番号	[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]
④職業	なし	⑤年齢	71
⑥性別	男	⑦御意見	
意見該当箇所 頁(案)行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)		

に関する意見

要旨 当初事業計画・目的の徹底検証、ダム事業の費用便益比(B/C)の計算に、地球温暖化を促進することの経済的損失および、生物多様性の損失による経済的損失を考慮すること

〈意見1〉

個々のダム事業が計画されてから、10年以上どころか、数十年も経過しているものがある。その間に世界と日本、地方の状況はめまぐるしく変化してきた。検証の一番最初にやるべきことは、計画段階では必要だったかもしれないものが今日的には果たしてどうなのか、の徹底検証が必要である。

これは、すべての事業につても言えることである。特に、情勢の変化が激しく、技術革新が著しい現代にあつては、初めに計画ありきでなく、10年ごとの見直しが必要である。

〈意見2〉

ダム事業の費用便益比(B/C)の計算時に、ダム工事による森林や草地の喪失が地球温暖化を促進することの経済的損失および、生物多様性の損失による経済的損失を考慮すること。

ダムの下流では川は濁り、内水面漁業のみならず沿岸漁業にも影響を与えてきたとされる。岩手県や秋田県など多くの県では沿岸漁業を守るため、山での植林がおこなわれたり、海岸の復旧工事が行われている。これらの費用も勘案すべきである。

また、これらの漁業に今後もマイナスの影響を与え続けるとすれば、日本の未来に大きな禍根を残すことになるであろう。漁業者や水産専門家の協力も得て、調査を含め検証を行うべきである。

〈意見3〉

ダム建設に伴う生態系の破壊、生物多様性への影響、景観・文化遺産の破壊をきちんと定量化(経済的損失等)し、ダム検証の重要項目として位置付けるべきである。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	45
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	1	「第5章 複数の治水対策案の立案」において、参考とする(26)項目の治水対策案が記載されているが、技術的に可能であっても、非現実的、非効率的な対策案は検討不要ではないか。 (9) 決壊しない堤防、(10) 決壊しづらい堤防、(11) 高規格堤防の堤防関係の対策案は文章にも明記してあるように、経済的、社会的な問題があり非現実的なのは明らかである。他の対策案についても、本来の治水対策としてはダムと比較していづれも不十分であるように思われる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]				
④職業		議員	⑤年齢	50代	⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
35	2-6	「従来のダム代替案検討においでは、評価軸で評価する。」 <意見> 評価軸にはダムによる災害の危険性がふくまれていないが、これまで大規模な浸水ダムで「予測できなかった」と国交省の言い地があり、起り、住民に危害を及ぼし、莫大な追加コストが掛かっている。ハコ場ダムなど、建設予定のダムは地盤の悪いところが多い。災害誘発の危険性を評価軸に加え、建設予定地の地盤を徹底的に調査、評価し直さなくてはならない。				
45	6-11	「検討主体は、利水関係者以外に、検討するよう要請する。」 <意見> たとえば東京都の場合、右肩太りの予測に対し、水使用量の実績は下降の一途である。しかし、都は「利水の節減に大きな変化はない」として、10年前の実績を拠りとした非現実的な予測を見直さなくてはならない。また、地盤沈下のおそれ、環境局が「現状程度の地下水を使用していることは問題ない」としているのに対し、首都圏で都府県が「不安定な水源」として、地下水を保有水源にカウントしていない。これをたまたまの事情と見る都に対して再考を求めるならば、たとえば「過去3年以内の実績をもとに水需要予測を立てる」「年に最大2cmまでの地盤沈下ならば地下水の現状の使用量を保有水源に含める」といった検討の明確な基準を課す必要がある。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名(フリガナ)						
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)				
③電話番号		メールアドレス				
④職業		講師	⑤年齢	50代	⑥性別	女
意見献当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
16	24, 25	「個別のダムについては、各地方整備局へ検討を行う。」 〈意見〉 これまでダム建設を推進し、今もダムを叩く地盤、ダムが必要と主張する都道府県が検討主体となるのでは結論は見えない。根本的な政策転換を実現するためには、当然、ダムに批判的な見解を持つ者も議論の場に参加し、徹底的に討論が必要がある。大相模の改革の場合のように、あま川流域委員会のように、第3者委員会を設け、流域の市民等広く公募をかけ、委員の中には必ずダムに批判的な意見の者も含めることとし、本会議は公開するべきである。				
15	18, 24	「検証が終了するまで～予算措置を講じないものとする。」 〈意見〉 たとえば、入った場合では、本体工事のみ中止したというものの、ダム中止とすれば不要な工事用道路、水没予定地の生活再建、自然環境に響く障害となる一号橋、(2車線はせぎさいの橋梁等) 4車線などが必要となる建設工事、用の用地買収が進められている。ダム工事と同時進めなければ、残事業費は既に減額されたコスト的には「ダムを完成させた方が安上がり」ということになり、「次の段階に入らないうえに前の段階の工事は全部やっつけよう」というのは、ダム建設を徹底的に外堀を埋めた後、田舎に他ならない。本番にムダを省き、ダム中止後の生活再建の方策を考へるならば、今すぐ進行中の工事の化命作業を行ない、明らかに問題のある工事は検証作業終了まで凍結すべきである。				

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名)：(市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		メールアドレス [REDACTED]				
④職業		経営者	⑤年齢	50代	⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
46	3-7	「8.2 利水化格案 検証対象となる～組み合わせは検討あり」 <意見> 暫定水利権の見直しと利水化格案に入れ、「10年以上支障なく 使用可能な暫定水利権は安定水利権にふり替える」といった 明確な基準を定めるべき。				
60	2-7	「次のような方針で総合的に～費用等も評価あり」 <意見> ダム事業量は増額が計画されており、これにより、 地すべり対策費、車庫電力への減電補償費、ヒ素を含む中和 生成物等による急激な堆砂の対策費などが、正しく計上 されている。従って現計画の枠内でのダム事業費はコスト を考へる際、金に表はならない数字である。ダム事業の 様々なマイナスの側面を徹底的に検証し、あたりに 対策費をコストとして計上するべきである。				

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(道都府県名)	(市区町村以下)		
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス	[REDACTED]	
④職業		団体職員	⑤年齢	39	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
全般		ダム・堰は、川の連続性を断絶し本来もつ川の機能を損ない、流域から海域の生物多様性の損失、地域生活に関わる生態系サービスを低下させてきたことを、日本自然保護協会は長良川、川辺川など河川問題の都度訴えてきた。この反省に立ち、治水のあり方はじめ河川管理の根本を見直さなければ日本の生物多様性の損失は止まらない。「中間まとめ」はこの認識が欠如しており、生物多様性条約締約国会議議長国として政府の姿勢を疑う。			
P4,5		「従来行ってきた治水政策を構造的に幅広く再検討し、今後の国土の持続的発展に適合する治水のあり方が問われなければならない」と高らかに理想をあげたにも関わらず、「できるだけダムによらない治水」策は、2000年の河川審議会中間答申「流域での対応を含む効果的な治水のあり方」の枠を出ていない。有識者会議は、なぜこの総合的治水策を積極的に地域の施策に具体化せずに、既存ダム事業を温存してきたかをまず追求すべきだ。			
P5,13		これまでダム事業の位置づけは、河川整備基本方針の基本高水流量の設定のもと確定されてきた。基本高水自体、算定に曖昧さや恣意性から説得力に欠けると指摘され不信感が強くある。有識者会議は、問題の根源となる基本高水、河川整備計画の目標に何らメスをいれた議論をしていないため、河川管理者が示す「ダムによらない治水」策やコスト算出にこれまで同様に説得力を持たない。個別ダム検証はダム事業追認の機会にしかない。			
P16		個別ダムの検証は「事業の再評価の枠組み」（事業評価監視委員会）を適用しているが、「公共事業の効率性」と「実施過程の透明性」の向上を図ることが目的であり、代用できるものではなく対応方針（案）の判定は難しい。また、この再評価システムが機能していれば、これだけ多くのダム問題はもう少し改善しているはずだ。また、検討主体が河川管理者であるために、再評価委員会を活用したとしても、第三者性は何も担保されない。			

P18	個別ダムの検証に当たっては、パブリックコメントの募集、関係住民の意見を聴くこととしてあるが、どのように意見反映するのか、また、同意形成、意志決定をしていくのを明確にすべきである。でなければ、「関係地底公共団体からなる検討の場」でダム事業に批判的な学識経験者、関係住民、NGO の意見は、ただ聞き置かれるだけで、何も問題は解決せず、地域社会から受け入れられるものには到底なりえない。
P21,29	治水対策案の立案において、「遊水池（調整池）等」と「水田等の保全」があげられているが、「雨水の一時貯留」にとどまり、氾濫源湿地だった低地の水田・畑地の遊水池利用については何も触れられていない。災害時の作物の補償などを含めれば、地域で現実的な治水策として考えやすいが、農業関係者との調整を努力するまでも至っていない。総合的な治水策は縦割りの行政の枠を越えるものを示さなければ、ダムに回帰するだけである。
P40,41,55	評価軸に「生物多様性の確保」として生態系や重要種への影響を明らかにすることがあげられている。その際、河川が本来もつダイナミズムを十分に考慮し、影響評価すべきである。大水によって変化する環境に依存する動植物種が河川生態系を形成し、それこそ確保しなければならない「河川の生物多様性」である。ダムによる治水が河原を固定化し、治水により失われた後背湿地や塩性湿地などは、生物多様性のホットスポットである。
P61	国土交通大臣が有識者会議の意見を聞いて最終的な判断をするとしている。この検証手順であっても、十分に熟議を重ねるならば、短期間に地域で検討結果を出せるものでは到底ない。「概算要求等の時期までに判断する」と具体的な年次期限を明記していないうえに大臣の判断基準も明確ではない。法定の審議会でもない非公開の「有識者会議」が時の大臣によって機能するのも定かではなく、システム自体が機能不全を起こすに違いない。

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）		[REDACTED]	
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		[REDACTED]	メールアドレス [REDACTED]
④職業		政策アドバイザー（元市議会議員）	⑤年齢 60歳 ⑥性別 女
意見該当箇所	今回のまとめは、コスト面を重視しているトーンに感じられ、環境面の視点が薄いように感じられます。		
頁	行		
4	3	第1章の冒頭が、財政逼迫というのは、国家として品がない。金が安全も環境にも優先するかのようなイメージなので、「社会的経済的ダムの効果に多様な意見が生じている」など、社会情勢の変化が1で、2として財政逼迫を掲げるべき。また、10ページで「施設の健全性と信頼性を持続的に維持するための費用は、財政難のもとでも削減すべきではない。」と述べていることと矛盾が生じる。	
	6	「国土の持続的発展に適合する」の意味が不明。持続可能な国土を目指したなどにすべき。国土の発展は、開発志向の発想。もはや環境破壊が著しい国土は、できる限り保全されなければならないから。	
	11. 12	「事業のコスト低減とともに、できる限り高い投資効果が発現できる工夫がより一層求められる」の前に、「最小経費で最大の効果をあげることを原則とし」を挿入して欲しい。当たり前の原則が忘れられている感じを受ける。	
	19 21	「河川の整備に伴い災害の発生頻度が少なくなってきたこともあり、住民相互の連帯感が希薄になり、洪水に対する危機意識を劣化させ、」は、その前段も含めて、誤解を生じる表現である。連帯感が希薄になったのは、河川整備と、災害が減少したからではなく、生活様式やコミュニティ社会の変化が原因なので、全体の構成を考えるべき。 言葉の使い方として、「連帯感は減少し」、「危機意識が希薄になり」ではないか。	
	最終 行	「自然災害に対する抵抗力を失い」の主語が不明確、都市なのか、河川なのか。	
6	2-3	「社会の環境に対する意識変化の観点から」を「環境の改変に伴う農林漁業の損失、自然環境の悪化」などと変え、検討の観点を並列するのであれば、「経済評価の比較」の次に入れて欲しい。経済評価の中には、これら損失も入っているのだと推測するが、具体的にに入れて欲しい。 また、環境について、社会の意識変化を観点とするのは間違いである。社会の意識が遅れてきた結果、今日の地球環境・温暖化問題を引き起こしている。環境は、社会の意識によって優劣をつけるべきではなく、普遍的価値である。	

12	12	「環境問題の顕在化に加え、国民の環境に対する意識の変化や」は、具体的に述べないと理解不能である。今後個別のダムの検証をするとあるが、ダムのもたらす環境問題の顕在化であるならば、水質の悪化、種の減少、森林の喪失、周辺地盤の変化など具体例を挙げるべき。「国民の環境に対する意識の変化が事業の長期化と事業費の増大を招いている」と受け止められ、国民の意識の変化を否定的に捕らえているが、スタンスを明確にすべきである。もし単なる事実として、挙げているのであれば、これまでのダム建設に関する環境アセスメントの不十分さや、建設ありきの情報操作に対する反省がないことになる。
16 17	11 1	「検証に当たっては、科学的合理性、」の次に客観性を入れるべきである。
17	3	検証検討過程において、パブリックコメントを行うとあるが、専門的領域を一般国民が理解するのは困難である。従って、代替案の評価に当たっては、複数の機関が評価することを盛り込んでいただきたい。これまで、ダム水源地環境センターなどの財団法人や大手コンサルが環境アセスメントを一手に引き受け、建設ありきの結論が導かれていた。代替案の検討・評価に客観性を持たせるためにも、情報提供のあり方を単一のコンサルに委託をするのではなく、セカンドオピニオンが、複数のコンサルに委託する方法を模索すべきであり、工夫をしていただきたい。
32	13	①の評価軸に以下を入れていただきたい。 ・森林喪失面積が大きい、貴重な自然環境の豊かな岩石山の喪失など、温暖化や環境保全に著しい悪化が見られる案
36	14	(2) コストの維持管理費用は、10 年単位で、50 年、それ以降など、わかりやすくしていただきたい。また、将来的に老朽化したときにダム撤去費用と大規模維持修繕との比較も盛り込むべき。
40	下から2	その他の項目で、例えば CO2 排出の軽減、とあるが、森林面積の喪失による CO2 の増加、とすべき。また、近年明らかになっている蛇紋岩のアスベスト飛散の可能性なども想定項目に入れるべきである。
48	(15)	既得の水利の合理化・転用を入れたことは大いに評価したい。できれば、具体的な手続きにまで触れていただきたい。
50	1	「利水参加者の開発計画の実現性を見通しはどの程度か」もいれていただきたい。産業構造が大きく変化しつつある時代であり、経済合理性、将来性も判断すべきである。 第9章、総合的評価の考え方について、コストを最も重要視するとあるが、環境負荷と環境復元、森林喪失はもはやコストの領域である。排出量の売買が認められている時代、森林喪失は CO2 の増大になるので、コストと環境は並列的考え方にすべきである。また、例えば群馬県品木ダムの砒素と沈殿物の処理コストは環境対策コストにもなっていることから、評価軸を修正すべきである。

(別添 意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)						
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス				
④職業		管理人	⑤年齢	69	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
15	18 ~ 20	検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。 【意見】 検証が終了する迄は、新たに入ることとなる予算置を講じない物とすると有るが、現在殆どの工事が ストップすること無く従前通り続行されている。先ずそれらの工事の安全確保のみの工事に限定しその他の工事は、ストップすべきであります。ハツ場ダムが中止となれば湖面一号橋のような景観を破壊する工事は、真っ先に凍結するのは、当然な事で有ります。				
16	24 ~ 25	個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となつて、検証に係わる検討を行う。 【意見】ダム事業者が自ら検証したのでは、答えが既に出て仕舞い正しい真のダムの見直しは出来ません。ダム事業者とは別の、第三者機関と住民参加と保障による客観的科学的判断のみが正しい検証方法と考えます。				
17	2	補助ダムについては都道府県に検証に係わる検討を要請する。 【意見】補助ダムの検討作業も都道府県知事だけに任せるのではなく、国土交通大臣の元でも行って結果を公表すべきと考えます。				
18	6	検討主体…「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。 【意見】現在の地方公共団体の殆どがダム推進の立場にあり「関係地方公共団体からなる検討の場を」を設置すればそれこそダム推進が確実に約束された事になり予断なき検証の障害となるのは論を俟ちません。このような検討の場を設置してはならないと考えます。				
	9	検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階で、パブリックコメントを行い広く意見を募集する。学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。 【意見】ダム事業の見直しを求める市民の声が大きくなって来ましたが、検証作業に民意は排除されているので、パブリックコメントで意見を聴くだけで、それが反映されることは、期待出来ません。公開された第三者機関を設置し住民参加の元検討して頂くことが必要と考えます。				

19	12 ~ 15	「基本計画等の作成又は変更から長期間が経過しているダム事業については、必要に応じ総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行う。 【意見】ダム事業者が自らデーターの点検を行っては、その結果を信用する事ができません。ダム事業者と切り離れた第三者機関がダム検証を行ってデーターの詳細な点検をおこなうことが必須であります。
20	2~4	「個別ダムの検証においては、まず複数の治水対策を立案する。複数の治水対策案の一つは、検証対象ダムを含む案とし、その他に、ダム以外の方法による治水対策を必ず作成する。 【意見】今迄、ダム事業が先にありきの、科学性を欠いた治水計画、河川行政が河川管理者の手で進められて来たので、そこにメスを入れて「できるだけダムに頼らない治水はどう実現できるか」という命題にたいして結論は、ダムが最も良いと言う結論になる事が予想される。住民参加を保障した第三者機関が代替案と総合の評価を行うことを提案します。
35	2~6	「従来のダムの代替案検討においては、安全度、コスト、地域社会への影響の観点で、検討されることが多かったが、今回、個別ダムの検証を行う場合には、第5章で述べた方策を組み合わせる立案した治水対策案を河川や流域に応じ、次の(1)~(8)で示すような評価軸で評価する。 【意見】ダム完成後の災害誘発が評価軸の8項目の中に入っていない。特に貯水後の地滑りの危険性は完成した後では、間に合いません。今八ツ場ダムについて言えば専門家から指摘される22カ所の地滑り危険場所にたいして、評価を怠れば大変な人災の恐れが予測されます。危険回避の為に災害誘発危険性を評価軸に加えることが必要と考えます。
37	8~11	(2) コスト ●完成間までに要する費用は、どのくらいか 各治水対策案について、現時点から完成するまでの費用をできる限り網羅的に見込む。 【意見】今迄、ダム事業費が計画より限りなく増額されてきました。工事の遅れ、災害防止対策費等事業費が今後大きく膨らむ事が予想されるので、現時点の計画での残事業費(完成するまでの費用)で評価する事は誤りです。
	12 ~14	●維持管理に要する費用はどのくらいか 各治水対策案について、維持管理に要する費用をできる限り網羅的に見込む。 【意見】ダム維持管理費に堆砂の除去処分費用を加算する事が必要です。
45	6~11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/Sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば上水であれば人口動態の推

60	4	計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利害参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。 【意見】利水についてもダム事業者や利害参画者とは切り離した第三者機関による検証が不可欠で白紙で検証し従来の利水計画にメスを入れ化学的、客観的検証が不可欠です。 ① 一定「安定度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）する事ことを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。 【意見】ダム事業者は今迄、事業費の増額を繰り返して来た。ダム案と代替案と総合評価で、残事業費（完成するまでの費用）を基本とする「コスト」という物差しで見ればダム建設が進む程その残事業費が小さくなりダム案が有利となりダム案が採用となる。様々なダム事業のマイナス面を重視し、治水対策の総合評価を行う事が必要です。 —以上—
----	---	--

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

① 氏名 (フリガナ)					
② 住所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③ 電話番号		メールアドレス			
④ 職業		無し（雑業）	⑤ 年齢	62歳	⑥ 性別 女性
意見該当箇所		⑦ 御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	14～ 21	—はじめに— このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならない。こうした認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づき今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。 【意見】 新機軸の指針として、当初は心躍った。さすがは「コンクリートから人へ」を標榜する新政権と心みなぎるものがあった。 しかし、後述する、P16～17に至って、高揚感は霧散。「正体みたり」の感をめぐえない。お決まりの美辞麗句の列記に他ならぬと失望させられた次第である。			
15	18～ 20	—第3章 個別ダム検証の進め方— なお、検証が終了するまで、国土交通省は当該ダムについて用地買収、生活再建工事、転流工工事、本体工事の各段階に新たに入ることとなる予算措置を講じないものとする。 【要旨】 検証後は、趣旨が徹底され、明確な筋道をつけられることには、少なからず安堵した。 【意見】 この文言に接した際には、「遅すぎた」と無念でならなかった。 というのは、今や新政権の試金石として話題のわがハッ場ダムは、昨年9月17日			

未明、「中止」との朗報に沸いたが、総額 4600 億円の 1 割にも満たぬ、約 9%ほどのダム本体工事費を除く、ほぼ満額の 154 億円の 2010 年度予算が付けられるに及ぶ。これでは事実上の着工体制であり、工事は続行。多くの山河が切り刻まれてしまったからである。否、むしろ工事はピッチをあげている。

さらにまるで春泥にはまったような、どっちつかずのちゅうぶらりんの日々にさらされている。

通常感覚なら「中止」となれば、全て「凍結」。精査して必要なもののみ造るのが妥当ではなかったか。現実にはハッ場の一部の住民たちもそのように考え期待していたものだった。

そして、前原大臣の「中止」宣言の時に素早く、この指針が発令されていれば、この 1 年間に切り刻まれた山河の自然破壊は、くい止められただろうにと口惜しい限りである。

ことのついでに、迷走状態をもう一つも記せば、

① 民主党政権は政権獲得後、負担金の全額返還を公言→ところが、3月中旬に受益県であった下流都県に 2009 年度分の負担金を請求していたことが判明→成り行き上、下流都県が異議を唱え「建設推進」を強く主張するのは当然であった。

② 遅々として次の一手の打開策なしの宙ずり状態に業をにやした 1 都 5 県知事は本年 7 月 27 日、負担金支払留保を宣言するに及ぶ→すると、新政権は下流都県に支払いを「請求する」旨の見解を出す始末。

一貫性がなさすぎないか。

いかに前政権のしりぬぐいに錯綜としているとはいえ、現政権の場当たり的な混乱ぶりには、地元民ならずとも困惑せざるを得ない。

ともかく、迷走状態を脱して欲しかった。従って、遅まきながら「凍結」決定後のこの部分についての英断には期待してやまない所以である。

16 13 ~
15

— 3. 1 検証の概要 —

後述するとおり、個別ダムの検証に係る検討に当たっては、これらの法令に準じ、関係者の意見聴取等の手続きを組み込んで進めるものとする。

【要旨】

「関係者」の中には、当然、水没当時者も入るものと考えるが、次の章「3. 2 検討主体」においては言及されていない。「1. 4」では、「域と一体となった治水対策のあり方」と流域との一帯感を謳っている。

そこで再考を求めたい。

16 ～17	【意見】 現地のことを当時者に聞かずして、どうするのか。 地元のことは、地域に聞くのが妥当であり本道。 この間、本当に治水を守る気持ちがあるのか、それとも長引かせて「仕事」のための仕事づくりを行い、献金の額を増やさせるのが裏仕事なのか判り兼ねた、前政権下の「国土交通省」「地方整備局」などに最終的な責任の帰結をゆだねるのは、「有識者」メンバーの見識が問われかねない。しかも、非公開の“有識者”なる方達の机上の試算のみの論理にて決めるのは、おかしすぎる。 なお、くれぐれも現地の意見は、体制側がお膳だてした“御用町民”でなく、草の根的に探し出した、幅広い識見を持つ方の意見を聴いていただきたいものと願う。 *矛盾点について ——3. 2 検討主体—— いわゆる「直轄ダム」～、河川管理の実務の大部分を実施していることから、地方整備局とともに行うことが不可欠であるからである。また、補助ダムについては、地方整備局等が必要に応じ協力する。 【意見】 この「検討主体」の一文にて、有識者会議の全容を見させられた感がする。この国の河川政策の不備というか体質が積もり積もって、今日の河川行政の荒廃を生んでしまったことは、今や自明の理。 その反省点にたつての冒頭の文言ではなかったか。 *最後に 現段階では個別のダムには触れないのは理解してはいる。 けれども、指針がまとまった暁に最も影響を受けるは、未だ行方定まらず、待ち望んでいる「ハッ場ダム」の動向であることは、周知のことである。 そこで、ハッ場ダム問題に連なる者として、僭越ながら、次の数点の現状を、いささか極論的に記し、然るべき生活再建策の指針づくりの一助として戴きたい。 ① すでに、58年目に突入の現地は、疲労の極にある。 明日の指針がたたぬことくらい、辛く切ないことはなく、これ以上の放置は人権問題の域を超えつつある。 ② なお、現地の「やんば館」の展示物は、現況に即したものに展示替えし、必要
-------------------	--

最低限のパンフレットは早急に整備すべきである。無策のままの一カ年はひどすぎる。

⑨ そして、何よりも、成すべきことは足しげく現地を訪れ、現地の幅広い声に耳を傾け、人間の響きあいを深めることであろう。

今にして、膠着化した現状打破の術策中、最も効果のあったと思われるのは、田中康夫前知事の提言のように、初期段階における前原大臣の膝詰め交渉ではなかったろうか。

その意味で夢物語として、一笑にふされるのを覚悟の極論を申せば、旧盆の本日辺り、激務をぬっての墓参りと称して、前原大臣がフラリと長野原町に訪れてみてはいかかと思う次第である。

現地は義理と人情のある党の巧みな演出にどっぷりとつかった気質があり、それゆえに昨年9月23日、彼岸の中日に訪れたことにあれほど怒った経過もある。こういう時こそ、ヘリコプターを駆使しても国民は文句は言わないだろうに……

解決策が、長引けばながびくほど、現地は翻弄され疲弊していく。

以上、時間的制約にて、心急くまに意をつくせぬ、もどかしさのままに甚だ勝手な私見を述べさせて戴いた次第である。どうぞ、ご寛容のほどを。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所					
③電話番号		メールアドレス			
④職業		大学教員		⑤年齢	38
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
7	17以降	「1. 4 流域と一体となった治水対策のあり方」の部分で、環境保全と両立する治水対策を検討するという方向性を明示すべきである。河川の氾濫に依存して生育・生息する野生動植物の多くが絶滅危惧種となっている現状を鑑み、生物多様性に配慮した遊水地の確保など「治水」のみならず「氾濫原の自然再生」として有意義な方策を検討することが望まれる。			
21	17以降	「(3) 遊水地 (調節池) 等」の部分および「(15) 遊水機能を有する土地の保全」の部分で、「適切に設計することにより、氾濫原の野生動植物の保全に寄与する事業とすることもできる」という主旨の文章を加えてはどうか。			
23	13以降	「(8) 河道内の樹木の伐採」の説明では、「河畔林は生物多様性保全上重要な役割を担っている場合が多いので、伐採に当たっては十分な評価検討を要する」という主旨の文章を加えるべきである。			
37		「評価軸」の部分で、「(2) コスト」の中に、治水事業の実施に伴う「環境変化 (喪失) のコスト」を内部化して含めるべきである。事業によって自然環境が失われ、回復や代替のためには費用負担が生じる場合も多いため、「環境影響」は実施にあたっての配慮事項ではなく、不可避のコストと捉えて事業の是非の検討段階で考慮すべきである。			

(別添意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

① 氏名 (フリガナ)					
② 所		(都道府県名)	(市区町村以下)		
③ 話番号				メールアドレス	
④ 業		無職	⑤ 齢	70	⑥ 別 女
意見該当箇所		「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う」について			
頁	行	意見 [要旨] ダムの客観的科学的な検証は、ダム事業者と切り離し住民参加を保证する第三者機関で行うべきである。 ダム事業者自らが検証を行う案となっているが、これではダム事業の客観的科学的な検証を行い、真の見直しができるはずがない。 検証検討の主体は、ダム事業者とは別の第三者機関とすることが、必須条件である。その第三者機関はダム事業者が委員を選任するのではなく、公募した委員で構成し、住民参加を保证すべきである。 住民参加のもとに公開の場で客観的な検証を行うものでなければ、真のダム事業の検証になり得ない。			
16	24~ 25				

差出人: [REDACTED]
送信日時: 2010年8月15日日曜日 23:43
宛先: chisuinoarikata@mlit.go.jp
件名: 中間とりまとめ(案)に関する意見

国土交通省河川局河川計画課
今後の治水対策のあり方に関する有識者会議事務局 様

中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名

②住所

③メールアドレス

電話番号

④職業
主婦

⑤年齢
59歳

⑥性別
女性

⑦意見
(全体に対して)

【要旨】

長年ダム事業を計画し、ダムを作ることを目的として働いてきた人々もしくは、その後継者の集団であるダム事業者による検証では、本当の意味でのダムの見直しはできないと思う。
これからの日本の社会の諸課題を見据えての科学的検証は、ダム事業者とは切り離れた第三者機関、特に市民参加を保証した第三者機関により行うべきである。

【本文】

「有識者会議」というシステムは、破綻をきたしている。役所の一方的な選択による有識者(事業者の立場に理解がある人)は、役所及び事業者の意向をたえず気につけ、科学的な事実(不都合な真実)も無視するか、気がつかない振

りをする。悪質な場合には、データの操作を行った例もある。日本の社会のためではなく、自分の地位や名誉や利益を優先するいわゆる「御用学者」が、有識者会議に蔓延している。

そして、その有識者たちは事故が起きたり、後に間違いがわかって、決して責任を取らないし、役所も責任の追求はしない。

役所及び事業者は有識者会議からお墨付きをもらい、有識者は省庁の有識者会議のメンバーに選ばれることを様々に利用する。

高度成長期以来、お互い様に都合の良い関係が続いてきた。

その結果として、環境を破壊し財政を悪化させている数々の巨大公共事業としての、ダム、高速道路、港湾、飛行場など、今になっては、「どうしてこんな場所にこんな事業を」という事業が次々に行われてきた。

有識者による、科学的なはずの事業予測がいかに外れてきたかの事例には事欠かない。

国土交通省の河川局の内部にも、今のままのダムによる治水計画は、今では日本の状況に合わなくなっていることを理解している職員も多いと思う。

企業や地元業界やら政治家やら、利害が複雑にからまっていて、ダム計画の変更には、たいへんなエネルギーが必要である。

今回の「今後の治水対策のあり方についての有識者会議」は、今までのやり方の延長でしかない。今回の有識者会議の中間報告(案)についてのパブリックコメントをとる、というやり方で市民参加を取り繕うのではなく、「今後の治水対策のあり方についての市民と有識者による会議」を早期に設置し、その報告案を提示してのパブリックコメントがあれば、もっと真剣に一つ一つについての意見をだしたい。

しかし、今後も今のやり方を継続するならば、今回の「有識者会議中間報告(案)」について出された有識市民の意見が、今後の「有識者会議」にどのように反映されるかを、注意深く見守っていくつもりである。

しかし、これ以上は無駄としか思えない、ある種の思惑で集められた有識者会議、市民参加のない「今後の治水対策のあり方についての有識者会議」は即刻止めてもらいたい。

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		公務員 (教員)		⑤年齢	55歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
16	24 ~ 25	「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」とな て、検証に係る検討を行う。」 意見 【要旨】ダム事業者自らの検証では真のダムの見直しはできません。ダム事業者と切り離 した第三者機関による検証が必要です。その第三者機関には、河川や治水に関心を持つ NPO 等の市民を必ず含めるべきです。事業者が検討主体ではダムの客観的科学的な検証は行え ません。 【本文】 今回の案では検証検討主体はダム事業者になっていますが、これではダムの客観的 科学的な検証を行うことができません。今までの政治、経済、さらには相撲協会の事例で もそれは明らかです。今までのダム建設計画が、残念ながら今ひとつ科学性を欠いた治水 計画・利水計画に基づいて策定されてきた経緯があるのですから、これからはそこにメス を入れる必要があるのではないのでしょうか。その部分にメスを入れなければ、抜本的な見 直しもできるはずはありませんし、客観的・科学的な検証になるはずがありません。した がって、検討主体をダム事業者とは別の第三者機関とすることは「真のダムの検証」を行 うための必須条件だと思います。そして、第三者機関は、従来型のダム事業者が委員を選 任することはやめて、ヨーロッパでは当たり前となっているのですが、河川や治水に関心 を持つ NPO・NGO を「学識経験者」と同等に扱って、必ずそこから委員を選出し、同時に 公募によって選出された委員を含めて構成するものとし、もちろん公開を原則とし、市民 参加・完全情報公開の鉄則の元に客観的な検証を行うべきです。それこそが 1997 年に施 行された「改正河川法」の趣旨に沿った「真のダムの検証」です。					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]			
④職業		公務員 (教員)		⑤年齢	55歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
18	3～6	「検討主体は、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」 意見 【要旨】委員の選任のしかたを指定しなければ、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置した場合、今までの状況下ではダム建設積極推進の委員が選任され、「真のダムの検証」の障害となります。 【本文】 多くの場合、地方公共団体のほとんどはダム推進の立場にあります。それは貴委員会の皆さんならお分かりと思います。したがって、現状のまま「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置すれば、ダム推進を求める意見に集約されることは目に見えています。今回の中間とりまとめでは、ダムの検証作業においては、関係地方公共団体の長に別途意見を聴くことになっているので、地方自治体の意見としては、それで十分です。従来型の委員の選任方法を変えない限り、ダム推進を求める大合唱の場となる「関係地方公共団体からなる検討の場」はかえってダム検証の障害となりますので、そのような検討の場は設置しないでください。設置する場合には、委員の選任方法を指定し、必ず市民参加、特にヨーロッパでは当たり前になっているように、河川や治水に関心を持つNPO・NGOについては学識経験者と同等に位置づけ、その中から必ず委員を選任し、同時に公募により関心ある市民を委員として選任するルールを定め、検討の場を設置してください。これこそが1997年に施行された「改正河川法」の趣旨にかなった「真のダムの検証」の場ではないでしょうか。					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		公務員（教員）	⑤年齢	55歳	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
18	9 ~ 13	「・検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。 ・学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。」 意見 【要旨】この文案では、残念ながら今まで通り、ダム事業の見直しを求める市民・NPO・NGOは検証作業から実質的に排除されています。河川や治水に関心のある市民・NPO・NGOを委員に含めた第三者機関を設置して、市民参加・完全情報公開での議論の道を開くことが必要です。 【本文】 「情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う」「関係住民の意見を聴く」ということだけでは、従来通りの「ダム建設必要」という結論しか導かれないでしょう。そうなるであろうことは、貴委員会の皆さんであれば十分に予測できるはずです。「関係住民」とは、従来型で言えば、ダム建設現場に隣接する住民であったり、治水・利水面で恩恵を受ける住民の範囲であり、ダム見直しを求める市民は今まで一般的には排除されています。したがって、「…学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。…」とするなら、ダム見直しを求める市民も含めて「関係住民」であるとわかるような記述に書き換える必要があります。従来型の公聴会、パブリックコメントだけでは「真のダムの検証」は期待できません。貴委員会の皆さんもお分かりのように、ダム見直しの機運が高まってきた最も大きな要因はダム事業の見直しを求める市民の声が大きく広がってきたことにあります。「ダムに頼らない新しい治水」を求めるならば、ダム見直しを求める市民の意見の反映できる場を積極的に確保するべきです。もちろん、議論は難航するでしょう。しかし、それこそが必要なのではないでしょうか。そのことによって、さらに科学的な検証が可能なのではないでしょうか。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		公務員（教員）		⑤年齢	55歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	6 ~ 11	「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何m³/sが必要か、また、必要に応じ、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、例えば、上水であれば人口動態の推計など必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。あわせて、利水参画者に対し、代替案が考えられないか検討するよう要請する。」 意見 【要旨】利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠です。基礎データから洗い直して、従来の利水計画にメスを入れる必要があります。 【本文】 今まで利水参画者はダム事業者と一体となって、ダム事業推進の理由をつくるため、「水道用水等の需要は実績では増加が止まり、減少傾向になっているにもかかわらず、将来の需要は増加していく」、「地盤沈下はすでに沈静化しているにもかかわらず、地盤沈下対策として水道用地下水を削減するための代替水源が必要である」などの非合理的な利水計画を策定してきました。また、河川管理者は、河川の流量に余裕があつて、取水に支障をきたしたことがないにもかかわらず、利水参画者の水利権の一部を暫定水利権として、ダムによる暫定解消が必要であるとしてきました。 このようにダム事業を前提とした利水計画が利水参画者とダム事業者によってつくられてきたのですから、利水参画者に水需給計画の点検を求めても、やはりダムが必要だという答が返ってくるだけです。 利水についてもダム事業者や利水参画者と切り離した第三者機関による検証が不可欠です。市民が参加した第三者機関によって、基礎データから洗い直して、水需要の過大予測と保有水源の過小評価を行う従来の利水計画にメスを入れ、科学的、客観的な検証が行われなければ、従来の利水計画がそのまま生き残るだけです。ここでも、思い切って利水に関心を持つ市民・NPO・NGOを、ヨーロッパと同じように学識経験者として位置づけて第三者機関の設置を望みます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]			
④職業		公務員（教員）		⑤年齢	55歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
60	2～7	「次のような考え方で総合的に評価を行う。 ①一定の「安全度」を確保（河川整備計画における目標と同程度）することを前提として、「コスト」を最も重視する。なお、「コスト」は完成までに要する費用のみでなく、維持管理に要する費用等も評価する。」 意見 【要旨】残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面を最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。 【本文】 ダム事業者は今までダム事業費の増額はないと言いながら、事業費の増額を繰り返してきました。多くのダムは事業を継続すれば、災害防止対策費、工事の遅れに伴う追加予算などで、事業費が今後も大きく膨らむことが予想されますので、ダム事業を現在の計画の枠内での「完成までに要する費用」で評価することは誤りです。 さらに、「完成までに要する費用」を中心とする「コスト」という物差しで見れば、ダム事業の建設が進むほどその残事業費が小さくなって、ダム案が有利となり、ダム案が自動的に選択されることになります。 残事業費ではなく、ダム事業がもたらす様々なマイナス面、災害誘発の危険性、かけがえのない自然の喪失、堆砂の進行による様々な弊害などを最重視して、治水対策案の総合評価が必要です。					

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		（都道府県名）		（市区町村以下）	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		教員		⑤年齢	62
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
1	20	「今後の治水対策」について検討を行う際に必要となる事項に環境保全の評価軸を含めるべきではないか。			
2	8	よりコストが低い治水対策案を求めているが、コストの定義をしっかりと定めるべきではないか。単に経済的な側面のみで判断するのではなく、社会的・歴史的な部分の価値や環境保全の価値感、より生物多様性から考え損失する価値物をもコストに含めるべきと考える。			
5	8	1.2 治水目標と河川整備の進め方について 計画洪水流量の設定については、これまで「ダムありき」で算出してきた。今後の治水対策のあり方についてをとりまとめる際には、従来の計画洪水流量等の算出方法を根本から見直す限り、結局「ダムありき」の策論となる。よって治水目標の基本諸数値の根本的見直しが必要である。			
8	7	ダムは極めて有効な対策と表記されているが、ダムのメリットのみを記述するのは、不公正である。つまりダムの影の側面（自然破壊・水質汚濁・誘発地震・堆砂・バグワーター・河床洗掘etc.）をまっすぐに表記すべきである。			
10	1	森林と農地に関する機能については、従来「ダムありき」の観点からつくられた評価であり、あえて森林や農地の効果を過小に見ている。（民主党の「緑のダム構想」とは相入れない評価となっているが、この点の整合性はどうか？			
13	17	2.2 検証に当たっての基本的な考え方について 過去のダム建設事例に関して、計画洪水流量と計画洪水流量と実際の実績を比較して、過去のダム建設の妥当性を検証すべきである。その結果を踏まえてより実績に近しい計画目標を設定する手法をとるべきである。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)			
②住所		(都道府県名)	(市区町村以下)
③電話番号		メールアドレス	
④職業		教員	⑤年齢 62 ⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見	
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
16	8	ダム計画の廃上等の可能性を認めるのであるから、補助金の取扱いについても「適法な手法による計画変更の場合は返還を求めない」という法令を整備すべきである。→P62, 10.3	
19	18	「今後の治水対策のあり方について」のとりまとめを行う目的は、従前の「ダムをつくる治水から「ダムに頼らない」治水への政策転換を具体化する」ことである。よって、これからの治水目標はダムをつくるためのデータ整備にある。今後の詳細な点検においては、計画の前提となっているデータを「ダムに頼らない」観点からとり組まなければならない。データ等が変わるのは当然と考える。	
21	1	ダムについて、その効用についてのみ記述しているが、自然環境を大きく破壊したり、ダムそのものの崩壊によりおこしたのつかない大災害をもたらす危険性があることなど、これまでダムにより生じたデメリットも正確に明記すべきである。 また直下型地震とプレート型地震への配慮等も指針におくべきである。→P40 (7)環境の影響	
29		(23)水田等の保全、(24)森林の保全 日本の耕地面積は減少していることは、ダムの立地地域には、なく水田も分布している。また森林による水源涵養機能は、沿岸水産漁業にも大きく貢献している。 本中核まとめでは、水田や森林の機能を過剰評価しているが、治水とは長い年月継続して行う事業であり、決して治水手法にないとは言えない。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

① 氏名 (フリガナ)			
②住所	(都道府県名)	(市区町村以下)	
③電話番号		メールアドレス	
④職業		⑤年齢	63
		⑥性別	男
意見談当箇所	⑦御意見		
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)	
18	1~14	【要旨】意見聴取等の進め方について、ダムの検証は、流域全体を対象とする河川整備計画の検討とは異なり、過去に甚大な洪水等の被災又はその周辺に相当する個別地域に関わる問題が大きいのではないかと。 【意見】 「関係地方公共団体からなる検討の場」における「関係住民」の意見については、ダム事業および代替治水事業に直接的に影響を被る地域住民および利害関係者の意見を最も重視すべきである。 また、意見を聴く学識経験者は、過去に洪水等の被害を受けた地域の当時の状況、現在の状況とその地域住民の心情をよく理解できる者から選定すべきではないかと。	
20 ~		直轄ダム事業においてダムの代替策となる対象流域の管理者が県である場合であっても、ダムと同程度の信頼性と安全度を確保する責任は管理者である県に移管されずに国に残ることになるので、直轄編入する、あるいは代執行する責任と権限が生じるのではないかと。	
30		評価軸について、評価軸は「安全度」を確保する前提として「コスト」を最も重視されるべきとしているが、「コンクリートから人へ」を考慮した場合、地域社会の中の「人」＝「人命」に対する影響度合いも評価軸と同等に重要視されるべきではないかと。	
59	5	第10章検討結果の報告等について	
61	1	個別ダムの検証については、地方整備局が対応方針を決定し、国土交通大臣に報告することになるが、その結果に基づき、ダムを中止する場合は大臣が河川整備計画を変更するように指示することとなる。 その後、整備計画の変更手続きにより流域委員会や関係府県首長の意見を聞くことになると、その決定までの手続きに多くの年数をついやすことになる。 ダム事業検討開始から、これまで建設地元を翻弄させながらダム本体を凍結したにもかかわらず、引き続き地元住民を長きにわたって洪水の危険にさらすことは、治水責任者たる国の責任放棄と言わざるをえない。 責任放棄とならないよう、個別ダムの検証をそうきに終え、安全で安心して暮らせる確固たる治水対策の実現を強く希望する。	

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
[REDACTED]		[REDACTED]		[REDACTED]			
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	42歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)					
1	9～ 13	【要旨】 ダム建設と将来の維持管理に必要なコストが明らかとなっており、地元住民とのダム建設に関する合意が形成され、事業が 7～8 割程度進捗しているものは、建設を中止しないほうが治水対策としては有効なのではないでしょうか。現在、中止することが明らかになっているダムの中にはこのような事業が含まれています。国民の安全を守るために有用な、完成まであと僅かのダム建設を中止する理由が理解できません。 【意見】 以下に八ツ場ダムの例をあげます。 ①八ツ場ダムの全体事業費は 4,600 億円。現在までに約 3,200 億円億円の支出がなされている。国交省の試算によると、事業を継続した場合は、ダム本体工事費 620 億円、生活関連工事費 770 億円、維持費理想定額 800～900 億円で合計 2,190 億円～2,290 億円が必要となるとのこと。一方、中止した場合は、生活関連工事費が 770 億円、関係自治体への返還費が 1,985 億円となり、これらをあわせると最大で 2,755 億円になるという。試算結果は、建設続行よりも中止する場合の方がはるかに多額の経費が必要になるということである。神津健夫『亡国の政策を斬る！』建設人社 より引用。 ①では、国交省の試算を紹介していますが、この試算によると予算の消化額でみると事業の進捗率は約 70%程度です。事業を中止した場合には事業を継続した場合に比べると、500 億円程度の費用が余計に必要です。税金の無駄遣いをなくすというのは大いに好ましいこととは思いますが、途中で事業を中止すると費用がかかるのにも係わらず、中止しようというのは一体、どういうことなのでしょう。 ②賛否の構図が地域の人間関係に影を落とし、近所や親せきの間で口をきかなくなったり、いがみ合うことも。67 年 8 月の上毛新聞はこう報じている。＜商店街では賛成派、反対派がそれぞれ自派以外の店との商取引きをやめるなど八ツ場ダム問題は日常生活にまで発展している＞上毛新聞 2009 年 9 月 27 日掲載。 ③県が再建案を提示してちょうど 5 年目の 85 年 11 月 27 日、清水知事と樋田町長は県庁で、これまでの調整を包括した生活再建案の覚書に調印した。計画が持ち上がってから 33 年が経過し、ダム問題が大きく前進した瞬間だった。上毛新聞 2009 年 10 月 4 日掲載。 ④こうした中、住民訴訟初の判決は今年 5 月、東京地裁で下された。定塚誠裁判長					

は「八ツ場ダムによる水源確保が必要との判断は合理的。水害発生防止に必要との推認を覆す証拠はなく、支出は違法とはいえない」として原告側の請求を棄却。前橋地裁でも今年6月に同様の判断が示され、原告側はいずれも東京高裁に控訴している。

⑤水没地区の住民たちは、地元を置き去りにした住民訴訟を複雑な気持ちで見守っている。川原湯温泉旅館組合の[REDACTED]組合長は、原告団に地元住民がいないことを指摘した上で「地元で今後も責任を持って暮らしていくのはわれわれだ。提訴している人たちにも、ダムが必要だという地元の意見を聞いてもらいたい」と訴えている。上毛新聞 2009 年 10 月 16 日掲載。

⑥温泉街で土産店を営む[REDACTED]さん(80)＝長野原町川原湯＝は、ダム計画が浮上した1952年に、町外から嫁いできた。次第に衰退していく街の姿を見守ってきた一人だ。ダム完成後は旅館を経営する息子夫婦とともに、湖畔の代替地に新しい旅館を建て、移り住む予定だった。「これからどうなるのだろうか。年も取ったし、焦ってしまう。80になってこんな思いをするなんて」とため息をついた。上毛新聞 2009 年 10 月 17 日掲載。

②～⑥は、八ツ場ダムの計画が持ち上がった1952年から2009年9月の前原国交相による本体工事の中止表明までの経緯と地元住民の思いが掲載された、上毛新聞の「八ツ場の57年苦悩の軌跡」という連載記事からの抜粋です。これを読むと、本当に地元住民の方々は困っておられるというのがよくわかります。地元住民の方々にとっては、激しい反対運動を経て、ダムを受け入れて、新しい生活へ向けて歩み出したところでのダム本体工事の中止表明です。幼い頃からダム建設の話題と生活をともにしてきた住民も随分と高齢になられている方もいらっしゃるようです。今後の生活のことを考えるととても不安だというお気持ちは言葉に尽くせないものがあることでしょう。なぜ、ダムを受け入れる覚悟をした住民と形成された合意を無視して、事業を中止してしまうのでしょうか。

また、④では司法の場でも八ツ場ダムが必要との判断が合理的とされています。⑤では、地元の声を聞かない住民訴訟には疑問を感じられている地元住民もいらっしゃるようです。

大型の公共事業には地元住民との合意形成が必須です。50年以上かけて作り上げてきた地元との合意を反故にして事業を中止するのなら、そのための合意を形成するのにも同じだけの時間と労力が必要になるかもしれません。

なぜ、事業を中止するのでしょうか。国民の安全を守るために有用な、完成まであと僅かのダム建設を中止する理由が理解できません。

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
		[REDACTED]		[REDACTED]	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		会社員		⑤年齢	42歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
20	19～20	(1)～(26)に示す治水対策案のうち、「(3)遊水地(調節池)等」、「(4)放水路」、「(5)河道の掘削」、「(6)引堤」、「(7)堤防のかさ上げ」については、これまでも実施してきた治水対策だと思います。これらで治水上の課題に対応することができなくなったため、ダムに治水を依存するようになった歴史があるのにも関わらず、時代の流れに逆行したこれらの対策は、果たしてダムの代わりとなり得るのか疑問に思います。			
22	9	「(5)河道の掘削」は、水位を下げるという治水対策としては基本に忠実な方法だと思いますが、河川を横断する橋梁や道路の改築、橋脚の継ぎ足しなどが必要となる以外にも、合流する河川の河床条件の影響を受けるはずです。汽水域が広がり、環境影響も考慮すると実現が難しい治水対策案であると思われます。			
22	22	「(7)堤防のかさ上げ」は、「水位の上昇により、仮に決壊した場合、被害が現状より大きくなるおそれがある」うえに、堤防のみならず、河川を横断する橋梁や道路もかさ上げしなくてはなりません。流域の土地利用の状況、特に下流の都市部においては、社会的な合意形成が難しいことが想定され、個別ダムの検証における治水対策案としては実現が困難なのではないでしょうか。			

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]				
②住所		(都道府県名) (市区町村以下) [REDACTED]				
③電話番号		[REDACTED] メールアドレス [REDACTED]				
④職業		会社員	⑤年齢	42歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見				
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)				
23	22	【要旨】 (社)土木学会による「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解」について平成 20 年 10 月 27 日によると、「堤防で越水が生じた場合、計画高水位以下で求められる安全性と同等の安全性を有する構造物すなわち耐越水堤防とすることは、現状では技術的に見て困難である。」と結論づけられています。現在の土木技術で対応できない「(9) 決壊しない堤防」は個別ダムの検証における治水対策案になり得ないと思います。 【意見】 以下は、「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解〔要約〕」からの抜粋です。(社)土木学会による現在までに得られている土木工学の知見に基づく技術的な見解です。ここには、耐越水堤防とすることは困難である、すなわち、「決壊しない堤防」なんて造れないと書いてあります。「第5章複数の治水対策案の立案」では、考えられる様々な治水対策の方策を記載していると書かれていますので、技術的に造れないものも代替案として含めているのかもしれませんが、現在の土木技術で対応できないものまで方策に含まれているというのは、いかがなものでしょうか。個別ダムの検証を進める作業の中でも、造れないものは除外されるのではないのでしょうか。 以下、「耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解〔要約〕」から抜粋。 耐越水堤防整備の技術的な実現性の見解〔要約〕 耐越水堤防整備の技術的な実現性検討委員会 1) はじめに 本報告は「淀川水系の長大な堤防を対象として、このような規模の堤防で越水が生じる状況を想定した場合、通常の完成堤防において計画高水位以下で求められる安全性と同等の安全性を有する耐越水堤防の整備が技術的に実現可能か」について、今日までの堤防の整備事例や研究成果等を参照しつつ、現時点までに得られている土木工学の知見に基づき、見解をとりまとめたものである。(中略) 5) 耐越水堤防の実現性に関する見解 断面構造、一連区間の安全性確保の観点からすると、堤防で越水が生じた場合に、計画高水位以下で求められる安全性と同等の安全性を有する構造物すなわち耐越水堤防とすることは、現状では技術的に見て困難である。 長大な堤防においては、工学的な意味の安全性の確保が経験的になされており、そこで確保されている安全性と同等の安全性を工学的に導くことのできる越水対策の設計技術は現状では確立されていない。(後略)				

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業		会社員		⑤年齢	42歳	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
25	22	【要旨】 「(15)遊水機能を有する土地の保全」は、江戸時代までの利根川治水における中条堤システムなどを例にとると、実現には50km²程度の用地が必要となるはずです。「恒久的な対策として計画上見込む場合には、土地所有者に対する補償等が課題となる」とあるとおり、流域の土地利用が高度化した現在においては、土地所有者の理解を得るために要する期間が長期にわたり、実現が困難なのではないでしょうか。 【意見】 以下は、建設通信新聞平成22年1月20日に掲載された日本ダム協会専務理事・横塚尚志氏の「個別、具体のしつかりとした氾濫原対策を」という記事からの抜粋です。この記事には江戸時代に入る少し前までの利根川治水の要となった中条堤について記載されています。この記事によりますと、中条堤に必要な用地は50平方キロメートルとなっています。流域の土地利用が高度化した現在において、例えば中条堤と同等の治水対策を実現するためには、どこにその用地を確保するのでしょうか。広大な用地を取得するためには、土地所有者の理解を得ることが必要ですが、そのために要する期間は長期にわたると思います。用地の確保という観点から本治水対策案は実現が困難なのではないでしょうか。 以下、建設通信新聞平成22年1月20日から抜粋。 実際に当時の利根川治水の要となっていたものは中条堤である。今の妻沼付近に中条堤という横断堤を築き、その先で利根川を絞っておいて、妻沼側の利根川を無堤状態にしておいたから、利根川の洪水の大部分は妻沼に貯留されることになり、下流にまで大きな洪水が及ばなかったのである。 この中条堤を研究した学者の説によると、山手線の内側よりわずかに狭い50平方キロメートルほどの地域に1億立方メートル以上の貯留が可能だったという。荒川の方にもこれと同じような仕掛けがあった。浅草から三ノ輪にかけて日本堤という横断堤を築くと共に、隅田川の対岸に隅田堤を築いて千住より上流側を漏斗状に囲うことにより、江戸の地に及ぶのを防いでいたのである。					

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業		会社員		⑤年齢	42歳
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
29	21	【要旨】 日本学術会議答申（平成 13 年 11 月（答申））では、森林の多面的な機能について評価する一方で、森林の水源かん養機能（洪水緩和機能等）の限界について指摘しています。学術的に治水効果の少ないことが証明されている「(24)森林の保全」は、個別ダムの検証における治水対策案にはなり得ないと思います。 【意見】 以下は、国土交通省 HP からの引用です。 日本学術会議答申で洪水緩和機能の限界について指摘していることが書かれています。「第 5 章複数の治水対策案の立案」では、考えられる様々な治水対策の方策を記載していると書かれていますので、学術的に治水効果の少ないと言われているものも代替案として含めているのかもしれませんが、治水効果の少ないものがダムの代わりになるのでしょうか。個別ダムの検証を進める作業の中でも、個別ダムの検証における治水対策案にはなり得ないと思われます 以下、国土交通省 HP から抜粋。 日本学術会議答申(平成 13 年 11 月「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について（答申）」)においても、森林の多面的な機能について評価する一方で、森林の水源かん養機能(洪水緩和機能等)の限界について指摘しています。 ・ 流況曲線上の渇水流量に近い流況では（すなわち、無降雨日が長く続くと）、地域や年降水量にもよるが、河川流量はかえって減少する場合がある。このようなことが起こるのは、森林の樹冠部の蒸発散作用により、森林自身がかなりの水を消費するからである。 ・ 治水上問題となる大雨のときには、洪水のピークを迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状況となることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。このように、森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない。 ・ あくまで森林の存在を前提にした上で治水・利水計画は策定されており、森林とダムの両方の機能が相まってはじめて目標とする治水・利水安全度が確保されることになる。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)							
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス			
④職業		会社員		⑤年齢	62	⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
1	18	「できるだけダムにたよらない治水」については、「近年の社会情勢を踏まえた新しい治水」とし、治水対策案の比較選定においていささかも先入観を持たせず客観性を重要視することが新しい治水対策選定に当たって適切であると思われる。					
2	7	よりコストが低い治水対策案については、各対策案で計画安全率が同じでも施設の安全性は個々の設計基準等が異なるためコストのみで対策案を判断するのは適切でない。例えば、ダムの場合にはダム設計洪水流量（例えば200年に1回相当）についても安全性が担保されている。従って、コストのみではなく安全性についても重要な指標とすることが望ましい。					
8	8	ダムにたよらない方策の検討が要請されている状況にあると記載されているが、治水対策案の検討の前提では先入観を与えて客観性が損なわれることが考えられるので前記と同様に「近年の社会情勢を踏まえた新しい治水」とするのが望ましい。					
14	2	一定の「安全度」を確保することを前提として、「コスト」を最も重視するについては、治水計画安全率は一定にしても個々の治水対策案において施設の安全率（荷重、荷重の組み合わせ、安全率、施工計画、施工設備等）に対する諸基準が異なるため検討された施設の品質・コスト・耐用年数等に差異が生ずる。従って、比較検討においてはコストのみでなく安全性も重要視することが望ましい。					
15	8	ダムに頼らない治水対策は、ダムにたよらない治水対策とする。					
22	9	(5)河道の掘削、(6)引堤、(7)堤防のかさ上げについては、ダムにおいて検討される設計洪水流量に相当する洪水についても堤防施設の安全性を持たせること、近年の流木災害についても河川横断構造物等の安全性を検討することを記載するのが望ましい。また、施設計画においては河川方向に延長が長くなり環境等への影響が広範囲及ぶ事になるため環境対策も検討することが望まれる。					
36	16	ダムは完成するまで全く効果が発現せずについては、これまでの建設中のダムに見られるとおり洪水調節効果は認められている。従って、建設段階においても効果を発揮していると記載するのが適切である。					
59	15	「コスト」を最も重視については、前記したとおりダムの場合には、設計洪水流量を含む設計が行われるが河道の掘削や堤防のかさ上げ等では施設設計に考慮されていない。特に、天井河川における築堤堤防では施設の安全性に差異が生じるため治水対策選定に当たっては、「コスト」と安全性で評価することが適切と思われる。また、ダムの機能には土砂災害や流木災害の防止にも多大の効果を発揮しているためダムの効果として評価することが望ましい。					

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		[REDACTED]		⑤年齢	67
				⑥性別	男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
26	6	(13)雨水貯留施設以下(23)水田等の保全に関わる事業の具体化であるが、それぞれの土地には土地の所有者がいることに鑑み、現行の河川法でいう河川敷地(1、2、3号地)で処理可能であるのか、法制度を論じ方針を示す必要がある。さもなければ永続的に治水機能の確保が担保できるのか、という問題が生ずる。			

(別添：意見提出様式)

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号		メールアドレス			
④職業		地方公務員	⑤年齢	48	⑥性別 男
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
45	24	利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本とするとありますが、利水参画者の水利権取得目的が多様な水道水源の確保であった場合、量的確保のみを問題として捉えてしまうと、全く持って問題外とされてしまいます。基本として開発量に着目するのは当然とは思いますが、前述のようなケースに対するフォローをすべきと思います。			
52	12	(要旨) ダム中止に伴って発生する費用に、利水参画者が中止に至るまでに投じてきた水利権取得目的の負担金等の返還額を考慮することについて明文化すべきと思います。 (全文) ダム中止に伴って発生する費用に、利水参画者が中止に至るまでに投じてきた水利権取得目的の負担金等の返還額を考慮することについて明文化すべきと思います。 代替案の検討の結果として代替不能であった場合、ダム事業者の側からの一方的な中止であり、利水参画者の最終目的である水利権の取得ができず、継続的事業の中断となって契約不履行となります。如何に国の政策変更であっても、契約不履行に対し応分の返還を求めるのは、利水参加者として当然だと思います。返還事例がないとの話を耳にしたことがあります。これは全く持って返還しないことの根拠とはなりません。利水参画者がダム事業者に対し様々な理由によって提訴しないことをもって、返還配慮不要というのは国と言う立場を不当に利用していることにほかなりません。有識者会議として、ダム事業者、利水参画者から独立した立場の提言として、従来国に対する暗黙の配慮から明文化しにくかった部分について、明らかにしていただきたいと思います。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県名) (市区町村以下)			
③電話番号				メールアドレス	
④職業		団体職員		⑤年齢	60歳
				⑥性別	男
意見談当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
14	7	●2. 2 検証当たっての基本的な考え方 ・今回の中間とりまとめは、評価できる点として、広く住民とせず、関係住民として、直接利害のある住民としたことであり、地域主権、分権の流れを考慮すると地域の意見を十分に最大限尊重することが重要と考えます。 ・地域住民の声が重要であり、中間とりまとめに提示されているような自治体などが検討主体となって速やかに検証を行うべきであり、検討にあまり時間をかけるべきではないと考えます。 ・予断を持たない検証であるならば、賛成や反対を唱えている第三者は検討の場に相応しくないのではないかと考えます。 ・理想論に基づく空論の場となつては、時間的な担保をされるべきもなく非常に不安であります。			
46	3	●8. 2 利水代替えについて ・多目的のダムの場合、治水と並んで利水の観点から検討するのは、当然であり、評価できる。今回のまとめに当たって、特に利水者との連携が必要不可欠である。利水者との調整はこれまでの公表資料等では確認できないが、実際の検討の場では、混乱を招きかねない。検討主体が代替え案を検討するには、限界があると想定されるので、利水者との調整をしたうえで、提示すべきと考えます。 ・仮にダムに代わり、治水代替えとしてコスト的に有利な手法があり、利水代替えが残材のダム以外にない場合は治水・利水双方の優先度や緊急度等を考慮し、総合的に評価する方が得策と考えます。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ (案) に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]					
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)			
		[REDACTED]					
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス		[REDACTED]	
④職業		なし		⑤年齢	74歳	⑥性別	男性
意見該当箇所		⑦御意見					
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)					
		0. 最初に：意見発表様式について以下要望します： (1) 本パブコメに関しては、研究者や専門家もさることながらダム問題に深い関心を寄せる一般国民で意見をお持ちの方も多いためと思います。本様式は事務局が多様な意見を整理しやすい様式になっていますが、一般国民が意見を書きやすい様式で募集して頂きたい。 (2) 一般国民に、膨大な「中間とりまとめ (案)」の全文を詳細に何回も読みこなすことを期待することは現実的ではありません。従って、自分の意見が「中間とりまとめ (案)」の何ページと何ページの何行目に関連するかを正確に指摘することは困難です。 (3) 私は自分の主張を項目ごとのタイトルか、「要旨」の形で分かりやすく表示しますので、後は内容の隅々にまで精通しておられる事務局の方で適宜整理して下さい。お手数かけますがよろしくお願いします。 1. (要旨) 「ダムの代替案」として新しい案がいくつか言及されており、そのこと自体は良いことですが、それらが実質的に効果を発揮できるかが問題です。形式上は選択肢が増えても事実上無意味に終わる可能性が高いことに関しては後記 (2.) 参照。 2. (要旨) 本「取りまとめ」の最大の問題点は、「事業主体」が「検討主体」として比較検討・検証を担当することです。 (意見補足) (1) これでは検証の実質が伴わない可能性が高いことは説明するまでもありません。 (2) 事業主体が代替案との比較検討をすれば、事業主体にとっての利益を極大化する方法を選択することが「合理的な選択」になってしまいます。この方法では、ダムと比較して、環境負荷・コスト・B/Cすべての面でダムより (国民にとって) 劣位な代替案でも、事業主体にとって有利な代替案なら選ばれてしまう可能性が高いと考えます。そのことを「正当化する数字を作って」為政者をその気にさせることは、事業主体にとってさして難しいことではないでしょう。 (3) しかし、これは国益＝大多数の国民/納税者にとって望ましくない仕組みです。国益にとって最善の仕組みは、客観的・科学的なチェック機能を果たせる「公正な第三者機関」と公募市民を、事業主体から独立した政府機関が選定し、基礎データと討議の過程・内容をすべて公開した上で、検証を行うことが必要条件です。 (4) 「取りまとめ」でも、情報公開、公聴会、パブコメ、審議会、委員会などいろいろな形式は提案されていますが従来の形式の延長では意味がないことを国民は熟知しています。国益を実現するためには上記 (3) の仕組みが不可欠です。					

3. ダムの評価には、客観的な視点からすべてのマイナス面も網羅すべきです。即ち、利水・治水面での効果が限定的であるだけでなく、環境破壊、災害誘発、堆砂に伴う長期的な弊害（上流での河床上昇に伴う氾濫、治水・利水効果の更なる減衰、河口線の後退など）など間接的な弊害とコストも公平に算入すべきです。

4. 補助ダムについては、受益者たる都道府県の負担を大幅に増やし、国庫負担はせめて1/4程度に低下させるべきです。国の財政逼迫及び地方分権への流れは避けられません。受益者負担を増やすことで、大型投資にかかる自治体の自己責任を強調すべきです。

5. 利水及び治水政策はゼロベースで抜本的に見直すべきです：この点に関しては恐らく多数の方が意見を出されるでしょうから、私は省略します。

6. 検証すべきダムの対象を増やすべきです：

明らかに基本的な問題を抱え、説得力ある材料も十分に揃っている多くのダムが検証対象から外されたことは、本検証の本来の目的に違反しています。

7. 最後に：

(1) 国交相は「ハッ場ダム」は中止すると明言されています。一方で「予断を持たずに検証する」と矛盾する発言もしておられますが、いずれにせよダムを中止する選択肢はあるわけです。

(2) そのような前提の下で行政当局が行うべきことは以下の通りです。

①まず建設を原則として凍結する。安全上必要な工事や、緊急を要する補償など例外的な支出は「ポジティブリスト」で支払いは続行すべきでしょうが、それ以外の全工事、特にダムを中止すれば不要になる工事は即時凍結すべきです。

②次に、ダムを中止した場合も必要な工事：縮小（或いは修正或いは拡充）して続行すべき工事；及び中止すべき工事への事業仕分けを早急に実行する。

③そうすれば、ハッ場ダムを含む個別事業の検証が終わった段階ですぐ次の段階に進むことができます。

以上

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		[REDACTED]			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
③電話番号		[REDACTED]		メールアドレス [REDACTED]	
④職業		勤め人		⑤年齢	43
				⑥性別	女
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200 字を超える場合は 200 字以内の要旨も記載)			
16		「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となっ て、検証に係る検討を行う。具体的には、国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備 局等に検証に係る検討を指示する。」 意見 これでは、検討するといっても、これまでと変わらないのではないのでしょうか？ 「各地方整備局等、水機構、都道府県」はダム推進ですから、検討した結果、ダムが良い となったら一体なんのための検討だったのかわかりません。 もっと、客観的な検証をするための第三者機関である必要を感じます。 例えば、群馬県の八ッ場ダム予定地では、浅間山噴火の可能性や地すべりの危険性など がこれまで検討されてこなかったのではないのでしょうか？ このように、地元ではあたりまえの常識が客観的にきちんと検討されてこなかったのは 不自然です。治水対策にそもそも適した土地ではないです。			

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ(案)に関する意見

①氏名(フリガナ)						
②住所						
③電話番号						
④職業		なし	⑤年令	78	⑥性別	男
意見該当箇所						
頁	行					
24	15	【意見】 高規格堤防事業は、計画水量等の設定に基づかない、これを上回る計画外の想定洪水を前提とした事業であるので、公共工事としてどのような規模、構造にしたらいいか(注1)。また、特定の一連区間における緊急性・必要性、更に通常堤防の治水との整合性が図れないのではないかと。 高規格堤防は、究極の堤防と言われるが、当面、治水対策案として「強化堤防」(注2)によって中長期的にも十分まかなえると考えます。				
		【注釈】 (注1) 高規格堤防 堤防の基本断面は、堤防の幅が高さの約30倍となる直角三角形となる。中間とりまとめ案では30～40倍程度となっている。 実務は30倍を欠く暫定堤防が多い。断面は台形、上部は傾斜。又通常堤防より高くなっているものもある。越水時不都合が起きないか。 越水時、本堤防に隣接する地域の越流水に留意する必要がある。 設定整備区間 利根川、江戸川、荒川、多摩川、淀川、大和川全 872km、 内市街化区域345km、市街化調整区域527km(内農業振興地域466km) (注2) 強化堤防 首都圏氾濫区域堤防強化対策でとられている堤防(漏水防止)。 断面は、堤防の幅が高さの7倍の直角三角形となる。河川区域外は買収。				